

鹿嶋市国民保護計画



令和 年 月

鹿 嶋 市

〈目 次〉

第1編 総 則

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

第1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	P. 1
第2	市国民保護計画の構成	P. 2
第3	市地域防災計画等との関連	P. 2
第4	市国民保護計画の見直し、変更手続き	P. 2

第2章 国民保護措置に関する基本方針

第1	基本的人権の尊重	P. 3
第2	国民の権利利益の迅速な救済	P. 3
第3	国民に対する情報提供	P. 3
第4	関係機関相互の連携協力の確保	P. 3
第5	国民の協力	P. 3
第6	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	P. 3
第7	高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	P. 3
第8	国民保護措置の従事する者等の安全の確保	P. 3

第3章 市の事務又は業務の大綱等

第1	国民保護措置の仕組み	P. 4
第2	市の事務	P. 5

第4章 市の地理的、社会的特徴

第1	地理的特徴	P. 6
第2	社会的特徴	P. 7
第3	市の課題	P. 9

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

第1	武力攻撃事態	P. 10
第2	緊急対処事態	P. 13

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1	市における組織・体制の整備	P. 16
第2	関係機関との連携体制の整備	P. 18
第3	通信の確保	P. 20
第4	情報収集・提供等の体制整備	P. 21
第5	研修及び訓練	P. 23

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

第1	避難に関する基本的事項	P. 25
第2	避難実施要領のパターンの作成	P. 26
第3	救援に関する基本的事項	P. 26
第4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	P. 26
第5	避難施設の指定への協力	P. 26
第6	生活関連等施設の把握等	P. 27

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

第1	市における備蓄	P. 29
第2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	P. 29

第4章 国民保護に関する啓発

第1	国民保護措置に関する啓発	P. 30
第2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	P. 30

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

第1	事態認定前における緊急連絡本部の設置及び初動措置	P. 31
第2	対策本部への移行に要する調整	P. 32
第3	災害対策基本法との関係	P. 32
第4	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	P. 33

第2章 市対策本部の設置等

第1	市対策本部の設置	P. 34
第2	通信の確保	P. 38

第3章 関係機関相互の連携

第1	国・県の対策本部との連携	P. 45
第2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	P. 45
第3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	P. 45
第4	他の市町村長に対する応援の要求、事務の委託	P. 46
第5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	P. 46
第6	市の行う応援等	P. 46
第7	ボランティア団体等に対する支援等	P. 47
第8	住民への協力要請	P. 47

第4章 警報及び避難の指示等

第1	警報の伝達等	P. 49
第2	避難住民の誘導等	P. 50

第5章 救 援

第1	救援の実施	P. 59
第2	関係機関との連携	P. 59
第3	救援の内容	P. 60
第4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	P. 62
第5	救援の際の物資の売渡し要請等	P. 62

第6章 安否情報の収集・提供

第1	安否情報の収集	P. 65
第2	県に対する報告	P. 65
第3	安否情報の照会に対する回答	P. 65
第4	日本赤十字社に対する協力	P. 66

第7章 武力攻撃災害への対処

第1	武力攻撃災害への対処	P. 67
第2	応急措置等	P. 67
第3	生活関連等施設における災害への対処等	P. 71
第4	NBC 攻撃による災害への対処等	P. 72

第8章 被災情報の収集及び報告

第1	被災情報の収集	P. 75
第2	被災情報の報告	P. 75

第9章 保健衛生の確保その他の措置

第1	保健衛生の確保	P. 76
第2	廃棄物の処理	P. 76

第10章 国民生活の安定に関する措置

第1	生活関連物資等の価格安定	P. 78
第2	避難住民等の生活安定等	P. 78
第3	生活基盤等の確保	P. 78

第11章 特殊標章等の交付及び管理

第1	特殊標章等	P. 79
第2	特殊標章等の交付及び管理	P. 79
第3	特殊標章等に係る普及啓発	P. 80

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

第1	基本的考え方	P. 81
第2	ライフライン施設の応急の復旧	P. 81
第3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	P. 81

第2章 武力攻撃災害の復旧

第1	国における所要の法制の整備等	P. 82
第2	市が管理する施設及び設備の復旧	P. 82

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	P. 83
第2	損失補償及び損害補償	P. 83
第3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	P. 83

第5編 緊急対処事態への対処

第1章	緊急対処事態	P. 84
-----	--------------	-------

第2章	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	P. 84
-----	---------------------------	-------

資料編

〔用語集〕

○用語集	-----	P. 85
------	-------	-------

〔関係機関等〕

○関係機関連絡先一覧	-----	P. 90
------------	-------	-------

〔避難施設等〕

○国民保護に関する避難施設一覧	-----	P. 93
-----------------	-------	-------

〔危険物施設等関係〕

○市内危険物施設一覧	-----	P. 94
------------	-------	-------

〔国民保護協議会委員関係〕

○鹿嶋市国民保護協議会名簿	-----	P. 95
---------------	-------	-------

〔条例関係〕

○鹿嶋市国民保護協議会条例	-----	P. 96
---------------	-------	-------

○鹿嶋市国民保護対策本部及び鹿嶋市緊急処理事態対策本部条例	-----	P. 97
-------------------------------	-------	-------

〔協定関係〕

○関係機関協定一覧	-----	P. 99
-----------	-------	-------

〔様式等関係〕

○安否情報報告様式

様式第1号 安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)	-----	P. 105
---------------------------	-------	--------

様式第2号 安否情報収集様式(死亡住民)	-----	P. 106
----------------------	-------	--------

様式第3号 安否情報報告書	-----	P. 107
---------------	-------	--------

様式第4号 安否情報照会書	-----	P. 108
---------------	-------	--------

様式第5号 安否情報回答書	-----	P. 109
---------------	-------	--------

○被災情報報告様式	-----	P. 110
-----------	-------	--------

○火災・災害等即報要領	-----	P. 111
-------------	-------	--------

○特殊標章及び身分証明書	-----	P. 112
--------------	-------	--------

〔避難要領等関係〕

○パターン別避難実施要領	-----	P. 113
--------------	-------	--------

ゲリラ特殊部隊による攻撃の場合(JR鹿島神宮駅爆破計画)	-----	P. 113
------------------------------	-------	--------

ゲリラ特殊部隊による攻撃の場合(爆発物・化学物質所持による立て籠もり)	-----	P. 119
-------------------------------------	-------	--------

第1編
總則

第1章 市の責務，計画の位置づけ，構成等

市※は，住民の生命，身体及び財産を保護する責務にかんがみ，国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため，以下のとおり，市の責務を明らかにするとともに，市の国民の保護に関する計画の趣旨，構成等について定める。

第1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

1 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ）は，武力攻撃事態※等において，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法※」という。）その他の法令，国民の保護のための措置に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画※」という。）を踏まえ，市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画※」という。）に基づき，国民の協力を得つつ，他の機関と連携協力し，自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置※」という。）を的確かつ迅速に実施し，その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 市国民保護計画の位置づけ（法第35条）

市は，その責務に鑑み，国民保護法第35条の規定に基づき，市国民保護計画を作成する。

3 市国民保護計画に定める事項（法第35条第2項）

市国民保護計画においては，その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項，市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- (1) 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 市が実施する第16条第1項及び第2項（注）に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- (3) 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- (5) 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか，市の区域に係る国民の保護のための措置に関し，市長が必要と認める事項

(注)

（市町村の実施する国民の保護のための措置）

第16条 市町村長は，対処基本方針が定められたときには，この法律その他法令の規定に基づき第35条第1項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより，当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- (1) 警報※の伝達，避難実施要領※の策定，関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- (2) 救援の実施，安否情報※の収集及び提供その他の避難住民等※の救援に関する措置
- (3) 退避の指示，警戒区域※の指定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集その他の武力攻撃災害※への対処に関する措置
- (4) 水の安定的な供給その他の国民生活に関する措置
- (5) 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 市町村の委員会及び委員は，対処基本方針が定められたときは，この法律その他法令の規定に基づき，前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより，市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

第2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総則
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態^{*}への対処
- 資料編

第3 市地域防災計画等との関連

1 市地域防災計画^{*}との関連

この計画は、武力攻撃事態等において、市民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置について定めており、この計画に明記されていない事項については、「鹿嶋市地域防災計画」等において定められている防災に関する既存の取組を活用することとする。

また、事態の原因が未だ不明である場合等^{*}においては、大規模事故や災害として鹿嶋市地域防災計画により対処が行われる。

2 石油コンビナート等の災害への対処

石油コンビナート等に係る災害への対処については、石油コンビナート等災害防止法に定める措置を基本とするが、石油コンビナート等は危険物質等^{*}の取扱所として生活関連等施設に該当することから、同法に基づく対処に加え、本計画に基づく生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 市国民保護計画の見直し、変更手続き

1 市国民保護計画の見直し（法第35条第8項）

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会^{*}の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

資料編	・鹿嶋市国民保護協議会委員名簿	P 9 5
	・鹿嶋市国民保護協議会条例	P 9 6

2 市国民保護計画の変更手続（法第35条第8項、法第39条第3項）

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令^{*}」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針^{*}として定める。

第1 基本的人権の尊重（法第5条、基第1章1）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きのもとに行う。

第2 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条、基第1章2）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理する。

第3 国民に対する情報提供（法第8条、基第1章3）

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

第4 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条、基第1章4）

市は、国、県、近隣市並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備を図る。

第5 国民の協力（法第4条、基第1章5）

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへ支援を行う。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（法第7条、基第1章6）

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

第7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条、基第1章7）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法^{*}の的確な実施を確保する。

第8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条、第110条、基第1章8）

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力するものに対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

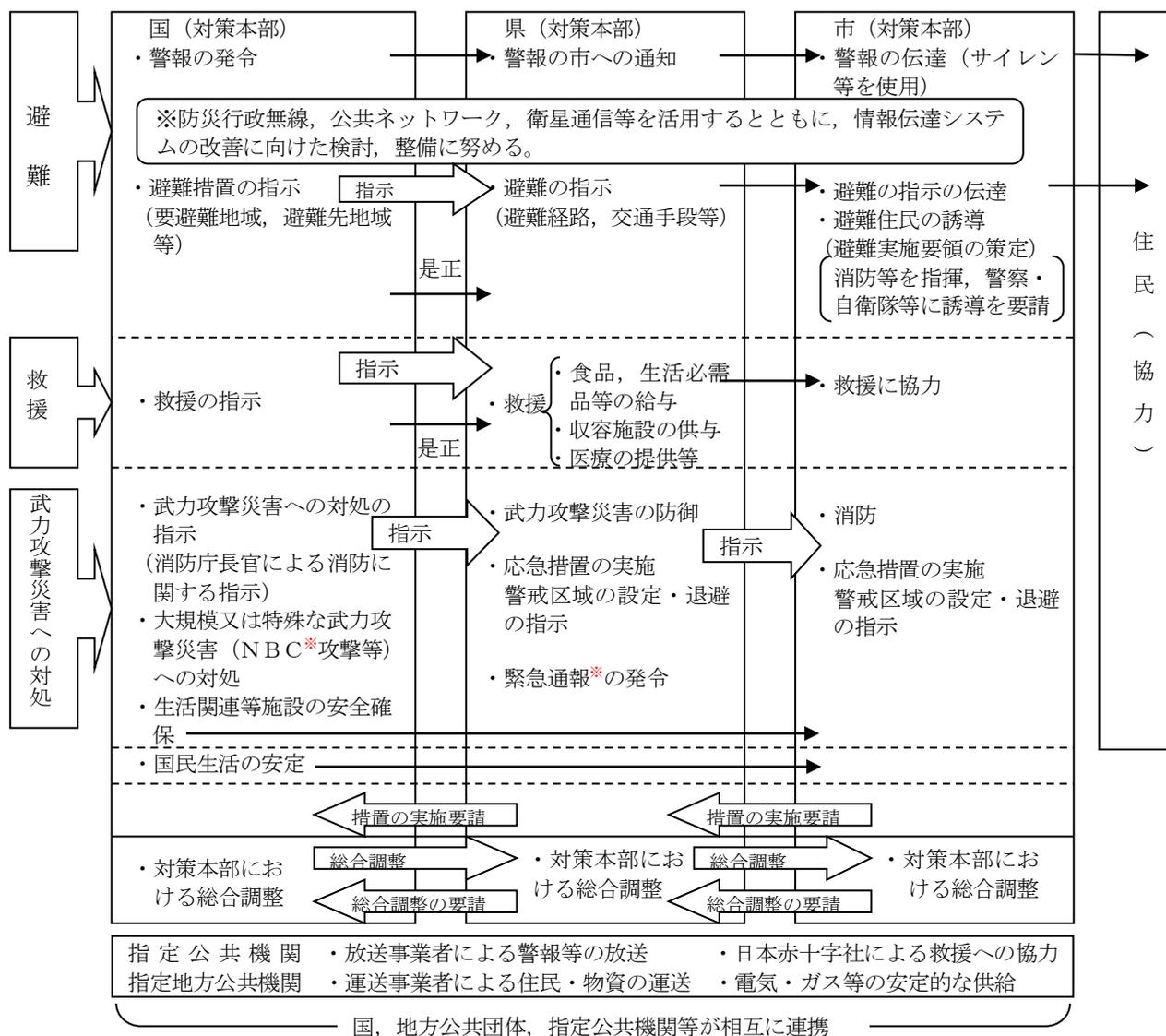
第3章 市の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連携窓口をあらかじめ把握しておく。

第1 国民保護措置の仕組み

国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。

〈国民の保護に関する措置の仕組み〉



第2 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
鹿 嶋 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置，運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部[*]の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の伝達，避難実施要領の策定，避難住民の誘導，関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施，安否情報の収集及び提供，外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示，警戒区域の設定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給，生活関連物資等の価格の安定，管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第4章 市の地理的，社会的特徴

市は，国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため，市の地理的，社会的特徴等について定める。

第1 地理的特徴

1 位置及び面積

鹿嶋市は，旧鹿嶋町と旧大野村の合併（平成7年9月1日）により誕生し，面積は106.04 km²（北浦の面積12.39 km²を含む。）である。

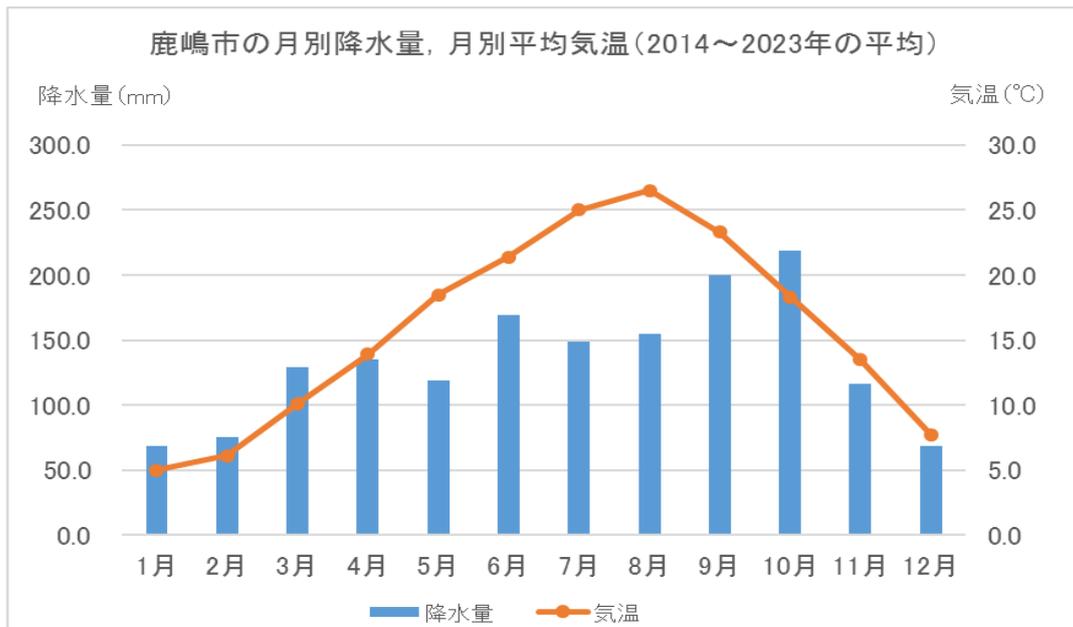
市は，東経140度34分，北緯35度38分にあり，茨城県の東南部に位置し，東は鹿島灘，西は北浦を経て行方市と潮来市，北は銚田市，南は神栖市に接しており，東西に約7 km，南北に約1.7 kmの長い形状をしている。



2 地形・気候

地勢は，関東ローム層に覆われ，中心部や北部を占める台地と，北浦沿いと鹿島灘沿岸に広がる低地に大きく分けられる。

また，気候は，海洋性を示し，四季を通じて雨量が少なく，寒暖差の少ない比較的温暖な地である。



資料：水戸気象台

第2 社会的特徴

1 人口

国勢調査によると、平成2年から平成27年まで安定的に増加していたが、令和2年には減少に転じた。一世帯あたりの人数は、減少しており、核家族化の傾向にある。

一方、65歳以上の高齢者数をみると、年々増加を続けており、この傾向は今後も続くことが予想される。災害対策と同様に、国民保護計画における避難誘導等についても避難行動要支援者^{*}の対応が求められる。

【国勢調査による人口】

年	人口	増加		世帯数	一世帯 当たり 人数	老年人口（割合）
		数	率			
平成 7年	60,667	1,575	2.67%	20,623	2.94	11.2%
12年	62,287	1,620	2.67%	20,623	2.89	13.8%
17年	64,435	2,148	3.45%	23,552	2.74	17.5%
22年	66,093	1,658	2.57%	25,199	2.62	22.4%
27年	67,879	1,786	2.70%	27,450	2.47	27.7%
令和 2年	66,950	△925	△1.40%	28,318	2.36	31.3%

資料：政策推進課

2 道路と鉄道

道路は、水戸市と千葉市を結ぶ国道51号と銚子を結ぶ国道124号が主要道路となる。鉄道は、JR鹿島線と鹿島臨海鉄道大洗鹿島線により、東京及び水戸に直結している。

3 交通、港湾

(1) 交通

東京を結ぶ高速バス路線が経由しており、循環バスが市内を運行している。

(2) 港湾

鹿島港は、人工の堀込式港湾で、港湾区域及び港域は、総延長5kmの防波堤と約1.2kmに及ぶY字型内陸航路によって形成され、港湾区域には、民間事業者による埠頭や公共埠頭が設置されている。

鹿島臨海都市計画において位置づけられた市の港湾区域は、工業整備特別地域整備促進法により工業整備特別地域に指定されるとともに、国内外への物流・産業の拠点としての特徴をもっている。

【鹿島港主要埠頭】

平成29年5月現在

港湾名	埠頭名	最大けい船能力	水深	延長
鹿島港	南公共埠頭	15,000DWT	10m	740m
		5,000DWT	7.5m	520m
	北公共埠頭	12,000DWT	10m	510m
	外港公共埠頭	55,000DWT	13m	280m

資料：県港湾課

(注) 最大けい船能力5,000DWT以上の岸壁を記載

4 石油コンビナート

鹿嶋市及び神栖市にまたがる鹿島港周辺地区は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域として、昭和51年に指定されている。

当該区域の面積は約24.1km²、**特定事業所数は**、第1種事業所が14（うちレイアウト事業所**11**）、第2種事業所が**18**となっている。

事業種別は、石油精製業、石油化学業、鉄鋼業など多岐にわたっており、地区内の事業所間において原材料、燃料、電力等の供給が行われるなど、相互に密接な関係を有している。

【鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域の概要】

市名	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所(※2)	
	石油 万kl	高圧ガス 万Nm ³ /日(※1)	第一種事業所(※3) (うちレイアウト事業所)(※5)	第二種事業所(※4)
鹿嶋市	6.7 (1.0%)	2,104 (2.7%)	1 (1)	0
神栖市	682.5 (99.0%)	75,938 (97.3%)	13 (10)	17
合計	689.2 (100%)	79,229 (100%)	14 (11)	17

(R6.1.1現在)資料：鹿島地方事務組合消防本部

(R6.3月現在)資料：茨城県石油コンビナート等防災計画

※1 Nm³:0°C, 1気圧における気体の体積を表す単位。

※2 特定事業所：第1種事業所及び第2種事業所をいう。

※3 第1種事業所：石油コンビナート等特別防災区域（以下『特別防災区域』という。）に所在する事業所のうち、石油の貯蔵・取扱量が1万キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が200万立方メートル以上であるもの等をいう。

※4 第2種事業所：特別防災区域に所在する事業所のうち第1種事業所以外のもので、石油の貯蔵・

取扱量1,000キロリットル以上のもの、高圧ガスの処理量が20万立方メートル以上のもの、その他、危険物、毒劇物等の貯蔵、取扱又は処理量が政令で定める基準以上となるもの等であり、かつ、当該事業所における災害が、特別防災区域における災害の拡大に関し、重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。

※5 レイアウト事業所：第1種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を貯蔵、取扱又は処理するものをいう。

第3 市の課題

鹿嶋市は、茨城県の東南部の鹿島地域に位置し、特に市の南部は鹿島港及び鹿島臨海工業地帯が整備され、鉄鋼の広域的な供給拠点として、重要な役割を担っている。このため、武力攻撃事態等が発生した場合には、各方面に与える影響はかなり大きいといえる。

また、交通の面からみると、東京・首都圏から100km圏内にあり、東関東自動車道の利用により約1時間40分の位置にあることから、首都圏等が武力攻撃^{*}を受けた場合には、避難住民を受け入れる可能性が高いことも想定される。

したがって、市は国民保護措置を実施する場合には、こうした市の社会的条件を踏まえ、避難所の増設、食料の確保、受入れ施設までの経路等といった整備体制の検討が必要といえる。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態^{*}及び緊急対処事態を対象とする。

第1 武力攻撃事態（基第2章第1節）

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次のような事態を対象とし、その類型、事態例に応じた国民保護措置を実施するものとする。

1 武力攻撃事態の類型

(1) 種類

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

(2) 特徴

ア 着上陸侵攻

(ア) 特徴

- ① 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- ② 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- ③ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- ④ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、原子力施設、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生が想定される。

(イ) 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃

(ア) 特徴

- ① 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、相手もその行動を秘匿するためのあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、行政機関の集中地区、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

- ② 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。従って、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、原子力施設が攻撃された場合には二次被害の発生も予想され、被害の範囲が拡大するおそれがある。さらに、攻撃手段として**ダーティボム***が使用される場合がある。

(イ) 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む。）と県、県警察は、**海上保安署**及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、知事又は市長の退避の指示又は警戒区域の設定など適切な措置を行うことが必要である。

ウ 弾道ミサイル攻撃

(ア) 特徴

- ① 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭（注））を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ② 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

（注） Nuclear(核)・Biological(生物)・Chemical(化学)の特性を使用した弾頭

(イ) 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

エ 航空攻撃

(ア) 特徴

- ① 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- ② 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力が最大限に発揮することを相手国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインを支える重要施設が目標となることもあり得る。
- ③ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- ④ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(イ) 留意点

攻撃目標を早期に判断することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 NBC攻撃への対応

NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）の類型及び特徴は、次のとおりである。

(1) 種類

- (1) 核兵器等
- (2) 生物兵器
- (3) 化学兵器

(2) 特徴

ア 核兵器（N：Nuclear）

(ア) 核攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（注）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下し被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

（注）物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能

(イ) 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。従って、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にを行い避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

(ウ) ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に対して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対処する対処が必要になる。

イ 生物兵器 (B : Biological)

- (ア) 生物剤は人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。
- (イ) 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへと感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
- (ウ) 従って、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

ウ 化学兵器 (C : Chemical)

- (ア) 一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
- (イ) このため、国や関係機関との連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

第2 緊急対処事態 (基第5章第1節)

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている次のような事態を対象とする。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 原子力事業所等の破壊
- (イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- (ウ) 危険物積載船への攻撃
- (エ) ダムの破壊

イ 被害の概要

- (ア) 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
 - ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
- (イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

(ウ) 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害

・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。

(エ) ダムが破壊された場合の主な被害

・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破

(イ) 列車等の爆破

イ 被害の概要

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大なものとなる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) **ダーティボム**等の爆発による放射能の拡散

(イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

(ウ) 市街地等によるサリン等化学剤の大量散布

(エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

(ア) 放射性物質等

・**ダーティボム**の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。**ダーティボム**の放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

・小型核爆弾による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線による熱傷、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による放射線障害等である。

(イ) 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときは、既に被害が拡大している可能性がある。

・毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。

(ウ) 化学剤による攻撃

・一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 被害の概要

- (ア) 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
- (イ) 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- (ウ) 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2編
平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備（法第41条、基第3章第1節）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務義務基準等の整備を図る必要があることから、各部課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の平素の業務

市の各部課等は、第3編第2章第1の3で、国民保護措置における各部・各班の事務分担として示された事項を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。

2 職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護法担当課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備を図る。

ア 職員参集基準

体制	参集基準
警戒体制	国民保護法担当課職員が参集
緊急体制（緊急連絡本部体制）	原則として市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じて、その都度判断
非常体制（市国民保護対策本部体制）	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

イ 事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課等での対応は不要だが、武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案等に関する情報を入手し、情報収集等の初動対応が必要な場合	警戒体制
	市の全部課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	緊急体制
事態認定後	県内において大規模テロや武力攻撃事態等の認定に繋がる事案が発生し、所要の対処措置を実施する必要があるときで、かつ、市国民保護対策本部設置の通知がない場合	緊急体制
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	非常体制

(4) 職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護法担当課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護法担当課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長*の代替職員については、次のとおりである。

第1順位 副市長 第2順位 教育長 第3順位 国民保護法担当部長 第4順位 総務部長

(6) 職員の服務基準

市の体制ごとに、参集した職員の行うべき分掌事務は、次のとおりである。

体制	所掌事務
警戒体制	1 関係機関との連絡による情報収集 2 国民保護法担当課長への報告 3 状況によっては、緊急体制又は非常体制の事務にならう。
緊急体制（緊急連絡本部体制）	1 関係機関との連絡による情報収集 2 状況によっては、非常体制の事務にならう。
非常体制（市国民保護対策本部体制）	市国民保護対策本部の分掌事務にならう。

(7) 対策本部の機能の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部*」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、主に次の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させる。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済（法第159条等）

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護

措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、次のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため、迅速に対応する。

〈国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧〉

		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資 [*] の収用に関する事。 (法第81条第2項)	総務課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	総務課
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	総務課
	応急公用負担 [*] に関する事。 (法第113条第1項・5項)	総務課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項, 第80条第1項, 第115条第1項, 第123条第1項)	総務課
不服申立てに関する事。 (法第6条, 第175条)		総務課
訴訟に関する事。 (法第6条, 第175条)		総務課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するにあたり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会等を活用することにより、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請

等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議（法第35条第5項）

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう県警察と必要な連携を図る。

3 近接市との連携

(1) 近接市との連携（法第35条第4項）

市は、近接市の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、救急告示医療機関、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援（法第4条第3項、基第1章5（2））

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援（法第4条第3項，基第1章5(3)）

市は，防災のための連絡体制を踏まえ，日本赤十字社茨城県支部，鹿嶋市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り，武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は，武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには，非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから，非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備（基第4章第4節2）

市は，国民保護措置の実施に関し，市防災行政無線など非常通信体制の整備，重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし，自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として，関係省庁，地方公共団体，主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

市は，武力攻撃災害発生時においても情報の収集，提供を確実にを行うため，情報伝達ルートのもろろ化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど，自然災害時における体制を活用し，情報収集，連絡体制の整備を行う。

また，非常通信体制の確保に当たっては，自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに，次の事項に十分留意し，その運用・管理，整備等を行う。

施設 ・ 設 備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について，非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え，複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等），関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう，国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに平素から情報の収集連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え，通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が断たれた場合を想定した，非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては，地理的条件や交通事情等を想定し，実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で，地域住民への情報の伝達，避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし，訓練終了後に必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し，武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに，関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線，消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに，職員担当者が被害を受けた場合に備え，円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
・国民に情報を提供するに当たっては，市防災行政無線，広報車等を活用するとともに，高齢者， 障がい者 ，外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い，体制の整備を図る。	

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

1 基本的考え方（基第4章第4節1）

（1）情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

（2）体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

（3）情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等を図る。

2 警報等の伝達に必要な準備（法第47条、基第4章第1節1）

（1）警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

（2）市防災行政無線の整備

ア デジタル化の推進等

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の通信方式のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大をするなど通信体制の充実を図る。

イ 全国瞬時警報システムの整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

*全国瞬時警報システム（J-ALERT）

対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム。

（3）県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安署等との協力体制を構築する。

（4）国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

（5）大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の通知を受けたときに市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在

する学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備（法第94条第1項、基第4章第2節6）

(1) 安否情報の収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報に関して、**原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。**

〈収集・報告すべき安否情報〉

1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の住所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供できるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備（法第126条、第127条第1項、基第4章第4節1）

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成を図る。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング（注）等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

（注） パソコンやコンピュータネットワーク等を活用して教育を行うこと。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練（法第42条第1項、第3項、基第4章第7節）

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市、県、国等関係機関と共同して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安署、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難及び救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について定める。

第1 避難に関する基本的事項（基第4章第1節）

1 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等次のような必要な基礎的資料を準備する。

〈市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料〉

- ・ 地図
 - (※ 人口分布, 世帯数, 昼夜別の人口のデータ)
- ・ 区域内の道路網のリスト
 - (※ 避難経路として想定される国道, 県道, 市道等の道路のリスト)
- ・ 輸送力のリスト
 - (※ バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
 - (※ バス網, 保有車両数などのデータ)
- ・ 避難施設のリスト (データベース策定後は, 当該データベース)
 - (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- ・ 備蓄物資, 調達可能物資のリスト
 - (※ 備蓄物資の所在地, 数量, 区域内の主要な民間事業者のリスト)
- ・ 生活関連等施設等のリスト
 - (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- ・ 関係機関 (国, 県, 民間事業者等) の連絡先一覧, 協定
- ・ 自治会, 自主防災組織等の連絡先等一覧
 - (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所, 連絡先等)
- ・ 消防機関のリスト
 - (※ 消防本部・署の所在地等の一覧, 消防団長の連絡先)
 - (※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- ・ **避難行動要支援者名簿**

2 近接する市との連携の確保

市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により緊密な連携を確保する。

3 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、**避難行動要支援者**の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、**鹿嶋市業務継続計画（BCP）の災害時における要配慮者支援手引きを準用する。**

4 外国人への配慮

避難時の誘導の際は、外国人にも的確に情報の伝達ができるよう対策を講じるものとする。

5 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら

企業の協力が得られるよう連携・協力の関係を構築しておく。

6 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

第2 避難実施要領のパターンの作成（法第61条，基第4章第1節4）

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関，消防機関，県，県警察，海上保安署，自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ，複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において，高齢者，障がい者，外国人等の避難方法等について配慮する。

第3 救援に関する基本的事項（法第76条，基第4章2節）

1 県との調整

市は，県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて，市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について，自然災害時における市の活動状況等を踏まえ，あらかじめ県と調整しておく。

2 基礎的資料の準備等

市は，県と連携して，救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに，避難に関する平素の取組みと並行して，関係機関との連携体制を確保する。

第4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（基第4章第4節3）

市は，県と連携して，運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに，避難住民や緊急物資^{*}の運送を実施する体制を整備する。

1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は，県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握する。

〈輸送力に関する情報〉

- ① 保有車輛等（定期・路線バス，船舶等）の数，定員
- ② 本社及び支社の所在地，連絡先，連絡方法等

〈輸送施設に関する情報〉

- ① 道路（路線名，起点・終点，車線数，管理者の連絡先等）
- ② 鉄道（路線名，終始点駅名，路線図，管理者の連絡先等）
- ③ 港湾（港湾名，係留施設数，管理者の連絡先等）

2 運送経路の把握等

市は，武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため，県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を把握する。

第5 避難施設の指定への協力（法第148条，第149条，基第4章第1節5）

1 県との協力

市は，県が行う避難施設の指定に際しては，必要な情報を提供するなど県に協力する。

〈避難施設の指定の留意事項〉

- (1) 避難所としての学校，公民館，体育館等の施設を指定。また，応急仮設住宅等の建設用地，救援の実施場所，避難の際の一次集合場所として公園，広場，駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として，コンクリート造りの堅ろ

うな建築物等を指定するよう配慮する。

- (3) 一定の地域に避難施設が偏ることのないようできるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- (4) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- (5) 物資等の搬入・搬出及び避難住民、特に避難行動要支援者等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救難を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- (6) 幹線道路から近距離にあること、適切な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

2 住民への周知

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

資料編 ・ 国民保護に関する避難施設一覧 P 93

第6 生活関連等施設の把握等（法第102条、基第4章第3節3）

1 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握すると、ともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。なお、生活関連等施設の種類の別表（28頁）に掲げるとおりである。

資料 ・ 市内危険物施設一覧 P 94

2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

この場合において、県警察及び海上保安署との連携を図る。

別表

〈生活関連等施設の種類及び所管省庁〉

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27号	1号	発電所，変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設，貯水施設，浄水施設 配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設，軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設，係留施設	国土交通省
第28号	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素 （汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇物（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤，毒素	各省庁 （主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

第3章 物資及び資材の備蓄，整備

市が備蓄，整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について定める。

第1 市における備蓄（法第142条，第145条，第146条，基第4章第7節）

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については，従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから，可能であるものについては，原則として，国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに，武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について，備蓄し，特に地下に所在する避難施設などで，防災のための備蓄が整備されていない施設については，近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し，活用を行うことを含め，調達体制を整備する。

〈住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例〉

食料，飲料水，被服，毛布，医薬品，仮設テント，燃料など

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については，国がその整備や整備の促進に努めることとされ，また，安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては，国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており，市としては，国及び県の整備の状況等も踏まえ，県と連携しつつ対応する。

〈国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例〉

安定ヨウ素剤，天然痘ワクチン，化学防護服，放射線測定装置，放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

3 県との連携

市は，国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について，県と密接に連携して対応する。

また，武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても，国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう，他の市町村等や事業者等との間で，その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど，必要な体制を整備する。

第2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等（基第4章第5節2（5））

1 施設及び設備の整備及び点検

市は，国民保護措置の実施も念頭におきながら，その管理する施設及び設備について，整備し，又は点検する。

2 ライフライン施設の機能の確保

市が管理する上下水道施設等のライフライン施設について自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ，系統の多重化，拠点の分散，代替施設の整備等による代替性を確保する。

3 復旧のための各種資料等の整備等

市は，武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため，地籍調査の成果，不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について，既存のデータ等を活用しつつ整備し，その適切な保存を図り，及びバックアップ体制を整備する。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

第1 国民保護措置に関する啓発（法第43条，基第1章5）

1 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

2 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発（法第98条）

1 住民への周知

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知する。

2 応急手当の普及

市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及を図る。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

〈避難実施要領に定める事項（法定事項）〉

- ・避難の経路，避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法，避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

（２）避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、市長は、原則として県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った次の項目を記載する。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。

〈県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目〉

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員，消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者，障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品，服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

（３）避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点を考慮する。

- ① 避難指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期，優先度，避難の形態)
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
(特に，避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難，徒歩による移動避難，長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 運送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
(県との役割分担，運送事業者との連絡網，一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿，避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路，県警察との避難経路の選定・自家用車等の使

用に係る調整，道路の状況に係る道路管理者との調整)

⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て，現地派遣職員の選定）

⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置，連絡手段の確保）

⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整，国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊と国民保護措置の実施について，道路，港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には，市長は，国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように，県を通じて，国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

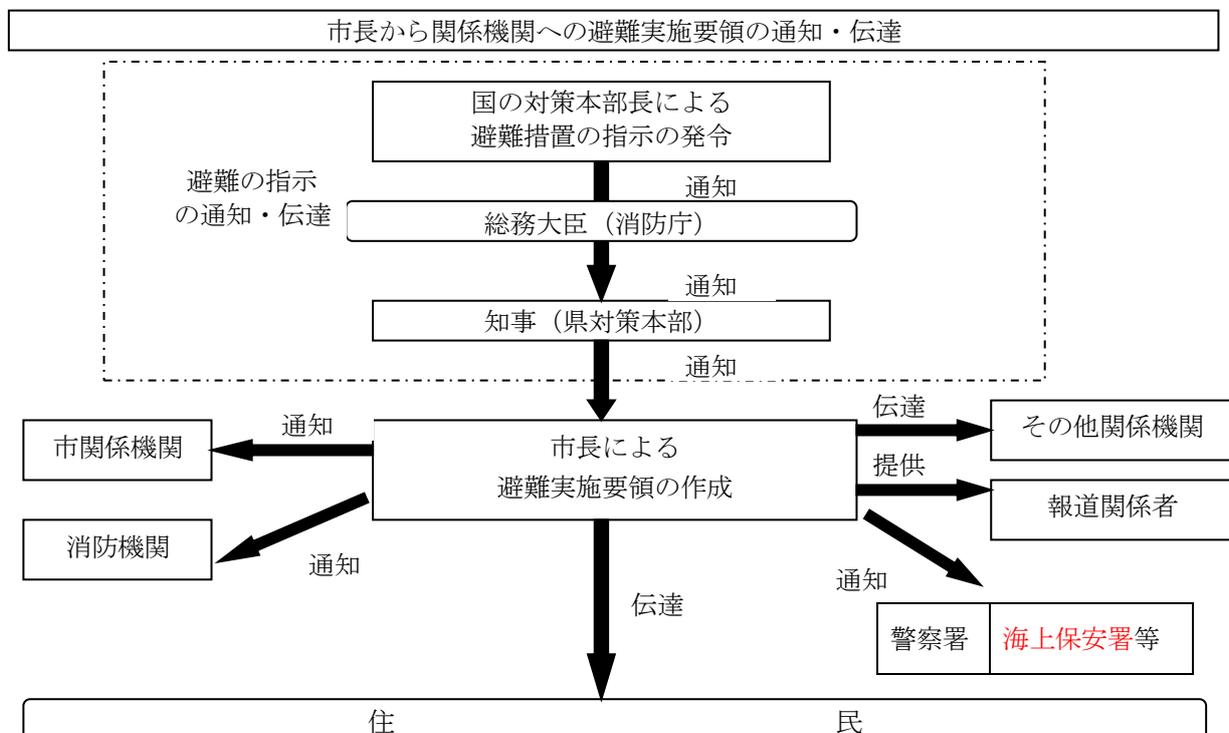
この場合において，市長は，県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう，避難の現状，施設の利用の必要性や緊急性等について，市の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は，避難実施要領を策定後，直ちに，その内容を，住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際，住民に対しては，迅速な対応が取れるよう，各地域の住民に係る情報を的確に伝達する。

また，市長は，直ちに，その内容を市の他の関係機関，市の区域を管轄する消防長，警察署長，海上保安署長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに，市長は，報道関係者に対して，避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導（基第4章第1節）

(1) 市長による避難住民の誘導

第3編
武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

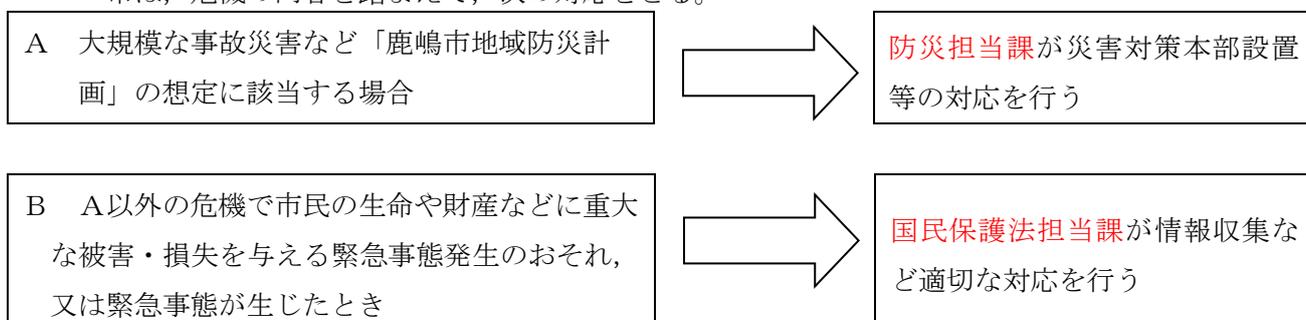
また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、このような事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくために初動体制について定める。

第1 事態認定前における緊急連絡本部の設置及び初動措置（法第29条第11項、基第3章第2節5）

1 市の危機管理初動体制

市は、危機の内容を踏まえて、次の対応をとる。



（注）災害対策基本法に基づく対処は、対象となる被害の原因が明らかでない、又は、武力攻撃によるものでない場合であり、かつ、その被害の態様が同法に規定する災害に該当する場合に限る。

2 緊急連絡本部の設置

（1）市長は、上記1のBに該当する場合で、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急体制をとり「緊急連絡本部」を設置する。

「緊急連絡本部」の構成は、次の通りとする。

本部長	市長			
副本部長	副市長 教育長			
本部員	DX・行革推進室長	政策企画部長	総務部長	市民生活部長
	健康福祉部長	経済振興部長	都市整備部長	教育委員会事務局部長
	会計管理者	鹿嶋消防署長	大野消防署長	議会事務局長

（2）「緊急連絡本部」は、消防機関*及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関*、指定地方公共機関*等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急連絡本部を設置した旨について県に連絡を行う。

この場合、緊急連絡本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

3 事態認定前における初動措置の確保

市は「緊急連絡本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑にされるよう緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指示がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

4 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めたときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

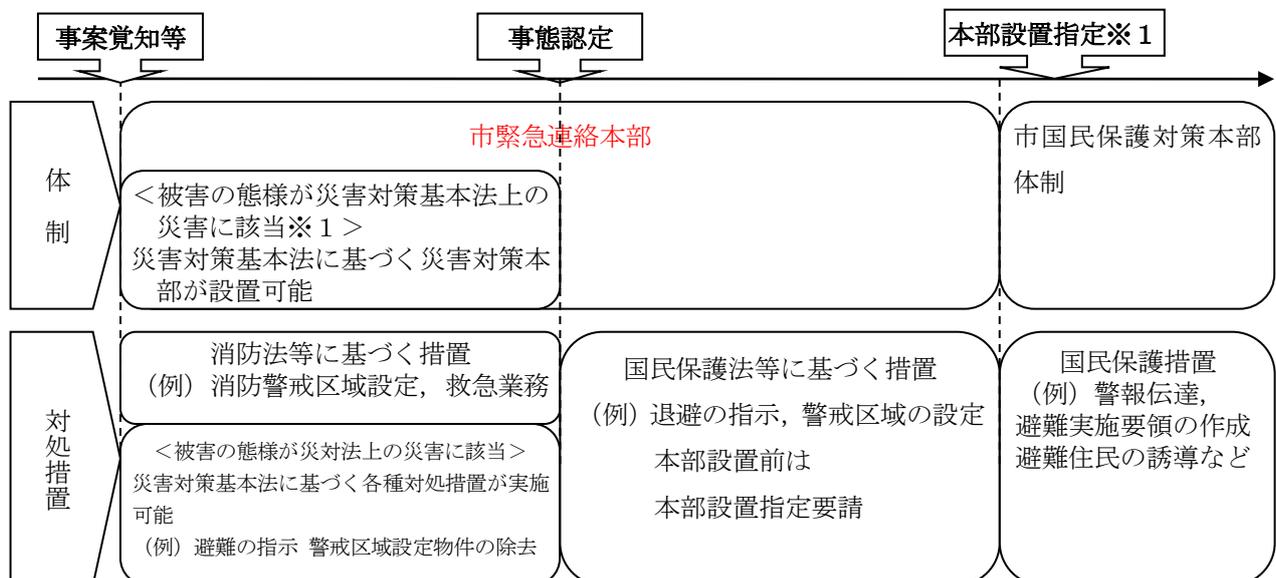
第2 対策本部への移行に要する調整（基第3章第2節5）

「緊急連絡本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急連絡本部」は廃止する。

第3 災害対策基本法との関係

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置される。その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課等に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。



- ※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第4 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急連絡本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設※の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について定める。

第1 市対策本部の設置（法第25条第1項、第27条第1項）

1 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

(1) 市対策本部を設置すべき指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

(2) 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置するが、事前に緊急連絡本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

(3) 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

国民保護法担当課職員は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一般加入電話、携帯電話等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

(4) 市対策本部の開設

ア 資機材等の準備

国民保護法担当課職員は、市本庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動の確認、資機材の配置等必要な準備を開始する。

イ 議会への報告

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

資料編	○ 鹿嶋市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	P 9 7
-----	-----------------------------	-------

(5) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市本庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を次のとおり指定する。なお、事態の状況に応じ市長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

第1順位 大野ふれあいセンター

第2順位 カシマスポーツセンター

2 市対策本部を設置すべき指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

3 市対策本部の組織及び業務分担

市対策本部の組織及び業務分担は、別表（P. 39以降に記載）に掲げるとおりである。

4 市対策本部長の補佐機能

市対策本部に本部員を置き、市対策本部長の意思決定を補佐する。

(1) 本部長及び本部員は、次のとおりとする。

本部長	市長			
副本部長	副市長 教育長			
本部員	DX・行革推進室長	政策企画部長	総務部長	市民生活部長
	健康福祉部長	経済振興部長	都市整備部長	教育委員会事務局部長
	会計管理者	鹿嶋消防署長	大野消防署長	議会事務局長

(2) 本部会議

本部会議の協議事項は、主に次のとおりとする。

- ア 国民保護措置の基本方針に関すること。
- イ 人員の配置に関すること。
- ウ 被災情報、安否情報等情報収集に関すること。
- エ 避難実施要領に関すること。
- オ 避難及び救援に関すること。
- カ 県及び他市町村等関係機関との連絡調整に関すること。
- キ 自衛隊の派遣要請に関すること。
- ク 報道機関との連絡調整に関すること。
- ケ 情報通信機器の確保に関すること。
- コ 住民への広報活動に関すること。
- サ その他国民保護措置に関すること。

5 事務局の設置

(1) 国民保護対策本部に事務局を設置する。

(2) 事務局は国民保護法担当課に置き、分掌事務は次のとおりとする。

- ア 本部会議に関すること。
- イ 武力攻撃災害に関する情報の国、県等関係機関への連絡及び周知並びに国、県等関係機関の活動に関する情報の収集及び報告に関すること。
- ウ 茨城県国民保護対策本部、指定行政機関^{*}、指定地方行政機関^{*}、指定公共機関、指定地方公共機関その他関係機関との連絡調整等に関すること。
- エ 警報の通知、避難の指示、勧告の決定及びその他住民の避難に関すること（部の所管に属するものを除く。）
- オ 各部への本部長の命令伝達に関すること。
- カ 国民の保護のため措置の実施に関する各部間の連絡調整及び被害調査、活動内容等の取りまとめに関すること。
- キ 国民保護等派遣の要請に関すること。
- ク 国、県への要望、陳情等に関すること。

ケ アからクに掲げるもののほか、国民の保護のため措置の実施に必要な事項に関すること。

6 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために住民に、適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部に次のような広報広聴体制を整備する。

(1) 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を**広報担当課**に設置する。

(2) 広報手段

市は、次のような広報手段を活用して、住民等に迅速に広報を実施する。

- 1 防災行政無線
- 2 広報車
- 3 新聞、テレビ、**ラジオ**
- 4 ホームページ
- 5 **市民向けメール一斉配信サービス**
- 6 **市公式SNS**
- 7 問い合わせ窓口の開設
- 8 記者会見の実施

(3) 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ウ 県と連携した広報体制を構築する。

7 市現地対策本部の設置（法第28条第8項）

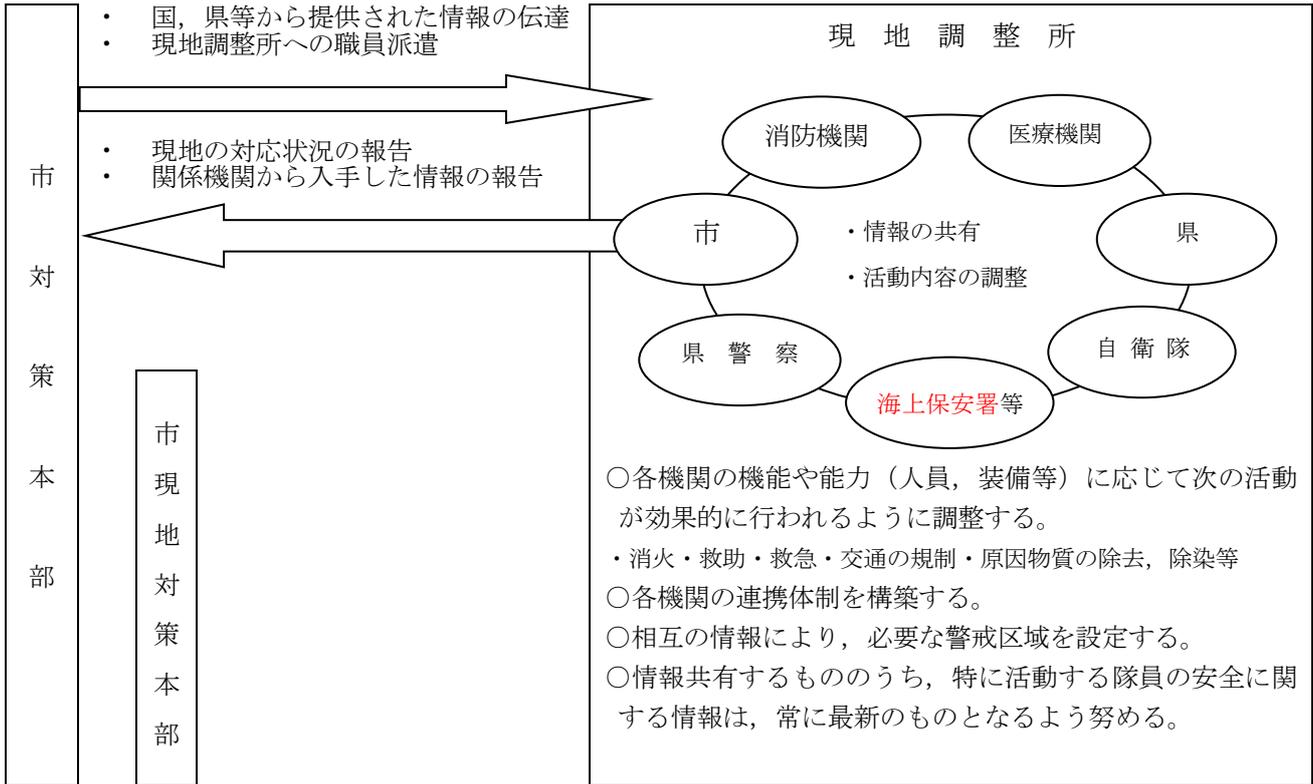
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

8 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を確保するため、現地における関係機関（県、消防機関、県警察、**海上保安署**、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

〈現地調整所〉



〈現地調整所〉

- ① 現地調整所は，現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲以内において情報共有や活動調整を行い，現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば，典型的な場面として，避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して，関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は，事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから，あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく，むしろ，現場の活動上の便宜から最も適した場所に，テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては，現場レベルにおける各機関の代表者が，定時又は随時に会合を開くことで，連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により，市は，消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示，警戒区域の設定等の権限行使を行う際に，その判断に資する情報収集を行うことにより，現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また，現地調整所における最新の情報について，各現場で活動する職員で共有させ，その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については，必要と判断した場合には，市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが，他の対処に当たる機関が既に設置している場合には，市の職員を積極的に参加させることが必要である。（このため，現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが，その場合においても，市は，関係機関による連携が円滑に行われるよう，主体的に調整に当たることが必要である。）

（注）現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは，困難であるが，国民

保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である

9 市対策本部長の権限（法第29条）

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法第29条第1項、第7項）

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長^{*}に対する総合調整の要請（法第29条第7項）

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長^{*}が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め（法第29条第8項）

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法第29条第9項）

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め（法第29条第10項）

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

10 市対策本部の廃止（法第30条）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第2 通信の確保（基第4章第4節2）

1 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、L2WAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設置等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状

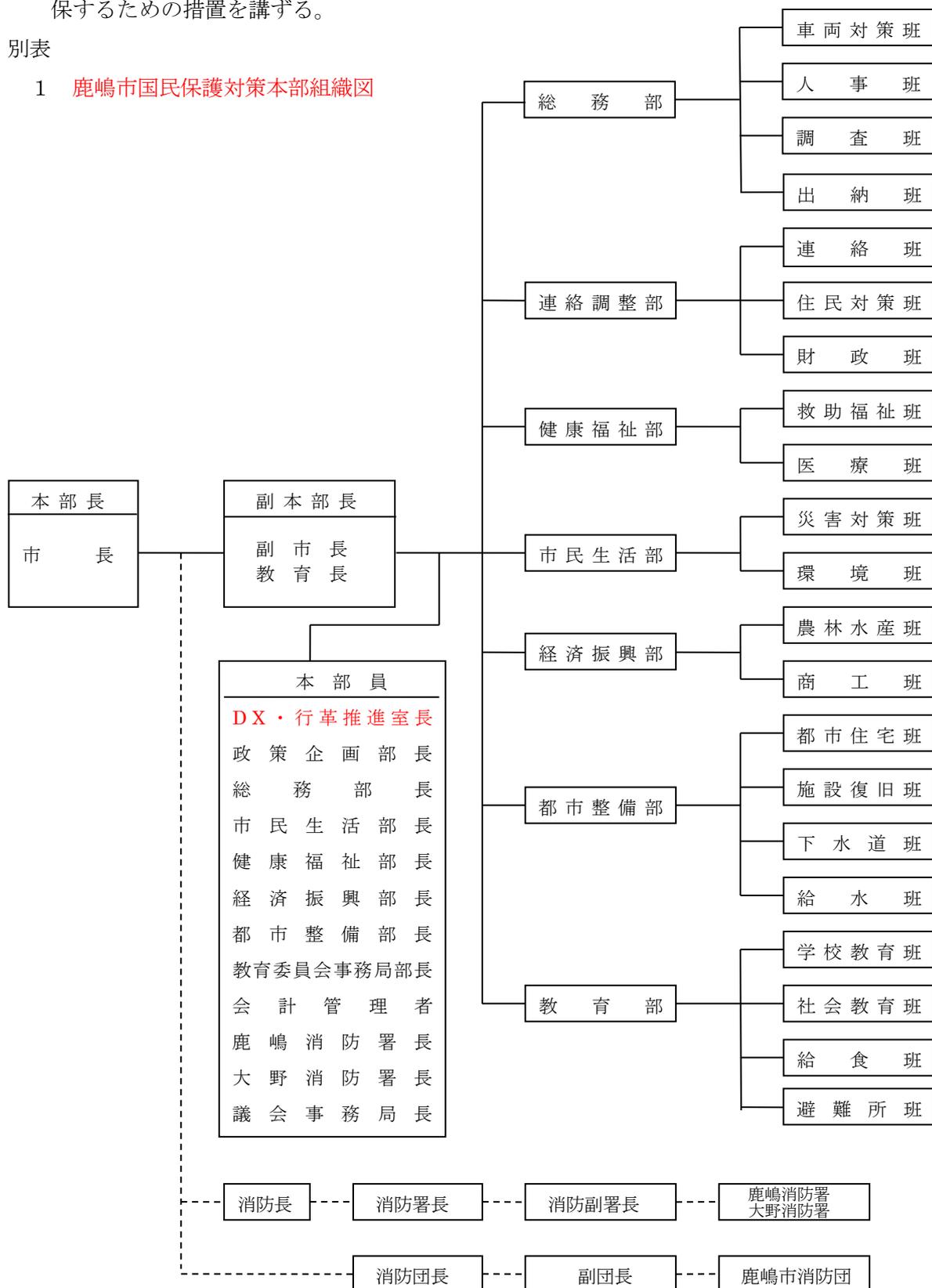
況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずる。

別表

1 鹿嶋市国民保護対策本部組織図



2 鹿嶋市国民保護対策本部分掌事務

部 名 (部長)	班 名 (班長)	班 員	分 掌 事 務
総務部 (総務部長) (会計管理者) (議会事務局長)	車両対策班 (総務課長)	総務課員 収納課員 議会事務局員 大野出張所員	1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関するこ と。 2 避難住民の運送に関するこ と。 3 現地対策本部の支援に関するこ と。 4 市有車両(集中管理に限る)に関するこ と。 5 各部班の応援に関するこ と。 6 他の部班に属さないこ と。
	人事班 (人事課長)	人事課員	1 国民保護対策本部の職員の公務災害補償, 給食, 休養及び健康管理に関するこ と。
	調査班 (税務課長)	税務課員	1 家屋に係る武力攻撃災害の調査に関するこ と。 2 被災者に対する税の減免等に関するこ と。
	出納班 (会計課長)	会計課員 監査委員事務局員	1 国民保護対策本部の出納に関するこ と。 2 物品の調達及び保管並びに供給に関するこ と。 3 救援物資等の運送に関するこ と。
連絡調整部 (DX・行革推進室 長) (政策企画部長) (市民生活部長)	連絡班 (広報秘書課長)	DX・行革推進室員 政策推進課員 広報秘書課員 港湾エネルギー振興 課員 地域づくり推進課員 スタジアム整備推進 室員	1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関するこ と。 2 武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに国民の 保護のための措置の実施の状況に関する情報並び に被災情報の収集, 整理及び伝達に関するこ と。 3 人に係る武力攻撃災害の調査に関するこ と。 4 安否情報に関するこ と。 5 外国人の安全の確保に関するこ と。 6 武力攻撃災害に関する情報の広報に関するこ と。 7 災害地の記録, 保存及び編集に関するこ と。 8 無線ボランティアの活用に関するこ と。 9 港湾に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対す る対策に関するこ と。
	住民対策班 (地域づくり推進 課長)	地域づくり推進課員 政策推進課員 広報秘書課員	1 武力攻撃災害に関する広聴に関するこ と。 2 市民の苦情, 陳情, 相談等の処理及び被災者の ニーズの把握に関するこ と。 3 各種生活情報の提供及び相談に関するこ と。 4 国民の保護のための措置の実施に必要な援助に ついての市民の協力に関するこ と。 5 国, 県等の視察調査に関するこ と。
	財政班 (財政課長)	財政課員	1 国民の保護のための措置に, 関する予算措置に 関するこ と。 2 災害対策本部室等に係る電力の確保に関するこ と。

			と。 3 市有財産に係る武力攻撃災害の調査費に関する こと。
健康福祉部 (健康福祉部長) (福祉事務所長)	救助福祉班 (生活福祉課長)	生活福祉課員 介護長寿課員 こども相談課員 総合窓口課員 国保年金課員 総合福祉センター 職員 社会福祉協議会職 員	1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関するこ と。 2 避難住民の救護に関すること(他の班の所管に 属するものを除く。) 3 高齢者、障がい者等の安全の確保に関すること。 4 災害救助法の適用に関すること。 5 日本赤十字茨城支部の救護班の出動要請に関す ること。 6 生活救援物資の供給に関すること。 7 ボランティアに関すること(他班の所管に属す るものを除く。) 8 社会福祉施設に係る武力攻撃災害の調査及びそ の応急の復旧に関すること。 9 義援金品の取扱いに関すること。
	医療班 (保健センター長)	保健センター職員	1 避難住民等の医療救護に関すること。 2 医療情報の収集に関すること。 3 現地対策本部の運営に関すること(医療福祉部 の所管に属する事務に関するものに限る。) 4 医療ボランティアの活用に関すること。 5 衛生関係の武力攻撃災害の調査に関すること。 6 緊急被爆医療救護に関すること。 7 派遣緊急被爆医療専門家及び技術要員に関する こと。
市民生活部 (市民生活部長)	災害対策班 (交通防災課長)	交通防災課員	1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関するこ と。 2 武力攻撃災害に対する対策本部に関すること。 3 国民保護対策本部の職員の動員に関すること。 4 緊急運送車両の確認に関すること。 5 生活関連等施設の安全の確保に関すること(他 班の所管に属するものを除く。) 6 特殊標章等又は身分証明書に関すること。 7 被災地における支援活動に関すること。 8 防災行政無線等の管理及び運用に関すること。

	<p>環境班 (環境政策課長)</p>	<p>環境政策課員 廃棄物対策課員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物に係る情報の収集及びその処理対策の指導に関すること。 2 廃棄物の処理についての応援又は協力の要請等についての指導及び連絡調整に関すること。 3 廃棄物処理施設に係る武力攻撃災害の調査に関すること。 4 被災地の防疫に関すること。 5 汚染物の飲食及び使用の規制並びに廃棄処分の指導に関すること。 6 毒物、劇物等の取扱所の安全の確保に関すること。 7 遺体の収容及び処理に関すること。
<p>経済振興部 (経済振興部長)</p>	<p>農林水産班 (農林水産課長)</p>	<p>農林水産課員 農業委員会事務局員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物に係る武力攻撃災害の調査に関すること。 2 農地及び農業用施設に係る武力攻撃災害の調査に関すること。 3 被災農作物の技術対策に関すること。 4 放射能汚染を受け、又は受けたおそれがある農作物の集荷及び出荷の制限並びにその廃棄処分に関すること。 5 放射能汚染を受けた耕地の除染指導に関すること。 6 家畜及び家畜に係る武力攻撃災害の調査に関すること。 7 家畜の飼料供給並びに草地及び飼料作物ほ場の復旧に関すること。 8 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 9 放射能汚染を受け、又は受けたおそれがある畜産物、家畜及び家畜の集荷及び出荷の制限並びにその廃棄処分に関すること。 10 農畜水産業団体等の協力の要請に関すること。 11 林業関係の武力攻撃災害の調査に関すること。 12 応急復旧用材等の調査及びあっせんに関すること。 13 水産関係の武力攻撃災害の調査に関すること。 14 水難救助に関すること。 15 漁港及び水産施設に係る武力攻撃災害に対する対策に関すること。 16 放射能汚染を受け、又は受けたおそれのある水産物の採取、漁獲、出荷等の制限及びその廃棄処分に関すること。

	商工班 (商工観光課長)	商工観光課員 地籍調査課員 ふるさと納税戦略 室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活救援物資のあっせんに関する事。 2 生活必需品の調達に関する事。 3 ガス工作物及び火薬類， 高圧ガス等の取扱所の安全の確保に関する事。 4 火薬又は高圧ガスによる被害の調査及びその対策上必要な指示に関する事。 5 商工業関係の武力攻撃災害の調査に関する事。 6 被災地の商工業の指導に関する事。 7 中小企業資金の貸付等に関する事。 8 被災者の雇用促進に関する事。
都市整備部 (都市整備部長)	給水班 (水道課長)	水道課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関する事。 2 応急給水に関する事。 3 給水源の確保に関する事。 4 放射能汚染を受け，又は受けたおそれがある飲料水源の使用の規制に関する事。 5 放射能汚染を受け，又は受けたおそれのある飲食物の摂取の制限及びその廃棄処分に関する事。
	都市住宅班 (都市計画課長)	都市計画課員 施設管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関する事。 2 都市に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関する事（他班の所属に属するものを除く。）。 3 公園街路に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関する事。 4 応急仮設住宅の設置に関する事。
	施設復旧班 (道路建設課長)	道路建設課員 施設管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急の復旧用の土木資材及び機器の確保及び備蓄に関する事。 2 道路及び橋りょうに係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関する事。 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 4 被災建築物の修理に関する事。 5 道路の通行規制に関する事。 6 緊急運送道路の確保に関する事。 7 水防活動に関する事。 8 河川， 海岸及び砂防設備に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関する事。 9 土木関係の復旧事業の総括に関する事。
	下水道班	下水道課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対

	(下水道課長)	浄化センター職員	する対策に関すること。
教育部 (教育委員会 事務局部長)	学校教育班 (総務就学課長)	総務就学課員 幼児教育課員 教育指導課員 教育施設課員 社会教育課員 幼稚園職員 保育園職員 認定こども園職員 中央図書館職員	1 部内の事務の取りまとめ及び連絡に関すること。 2 教育関係の武力攻撃災害に対する対策の企画に関すること。 3 学校施設に係る武力攻撃災害の調査及びその復旧に関すること。 4 小中学校の教育施設及び教員の確保に関すること。 5 教科書学用品の給与に関すること。 6 学校関係の防疫対策並びに体育施設に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。 7 文化財に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。
	社会教育班 (社会教育課長)	社会教育課員 スポーツ推進課員	1 社会教育施設に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること
	避難所班 (中央公民館長)	中央公民館職員 各地区公民館職員	1 避難所の設置及び運営に関すること。
	給食班 (学校給食センター 長)	学校給食センター職員	1 共同調理施設に係る武力攻撃災害の調査及びこれに対する対策に関すること。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

第1 国・県の対策本部との連携

1 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部^{*}と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

2 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

第2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

1 知事等への措置要請（法第16条第5項）

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法第16条第5項）

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（法第21条第3項）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

第3 自衛隊の部隊等の派遣要請等（法第21条、基第1章4（3））

1 自衛隊の派遣要請等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。（国民保護等派遣 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第77条の4）

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて自衛隊茨城地方協力本部長又は市協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては中部航空方面隊司令官等を

介し、防衛大臣に連絡する。

2 部隊と意志の疎通

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（自衛隊法第76条）及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

第4 他の市町村長に対する応援の要求、事務の委託

1 他の市町村長等への応援の要求（法第17条）

(1) 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

(2) 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定^{*}等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

資料編 ・ 関係機関協定一覧 P 99

2 事務の一部の委託（法第19条）

(1) 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するとき
は、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。

ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

(2) 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

第5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

1 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

2 市は、上記1の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し上記1の職員の派遣について、あっせんを求める。

第6 市の行う応援等

1 他の市町村に対して行う応援等（法第17条）

(1) 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(2) 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い県に届け出る。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法第21条第2項）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7 ボランティア団体等に対する支援等（法第4条第3項）

1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

ボランティア団体等に依頼する活動の内容として想定されるのは、主として次のとおりとする。

- ・災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助
- ・炊出しその他の救援活動の補助
- ・高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- ・清掃及び防疫の補助
- ・物資、資材の運送及び配分の補助
- ・被災建築物の応急危険度判定の補助
- ・応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

3 民間からの救援物資の受け入れ（基第4章第4節5）

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第8 住民への協力要請（法第4条第1項、基第1章5）

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

1 避難住民の誘導（法第70条 **抜粋**）

避難住民の整理、**避難行動要支援者**の介助等の実施に必要な援助について協力を要請することができる。

2 避難住民等の救援（法第80条**抜粋**）

知事が市長に救援に関する事務を委託したときは、市は、避難所における情報の伝達、食品及び生活必需品の配布、清掃等の避難所の適切な運営管理等の救援に必要な援助について協力を要請することができる。

3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法第115条**抜粋**）

消火、負傷者の搬送、被災者の救助又は武力攻撃災害の対処のための措置の実施に必要な援助について協力を要請することができる。

4 保健衛生の確保（法第123条**抜粋**）

集団健康診断の補助、防疫作業の補助等実施に必要な援助について協力を要請することができる。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等（法第47条，基第4章第1節）

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定める。

1 警報の伝達等（基第4章第1節）

（1）警報の伝達

市は、県から警報の通知を受けた場合には、市防災行政無線、広報車、消防団等により、速やかに次に掲げる団体等に警報の内容を伝達する。

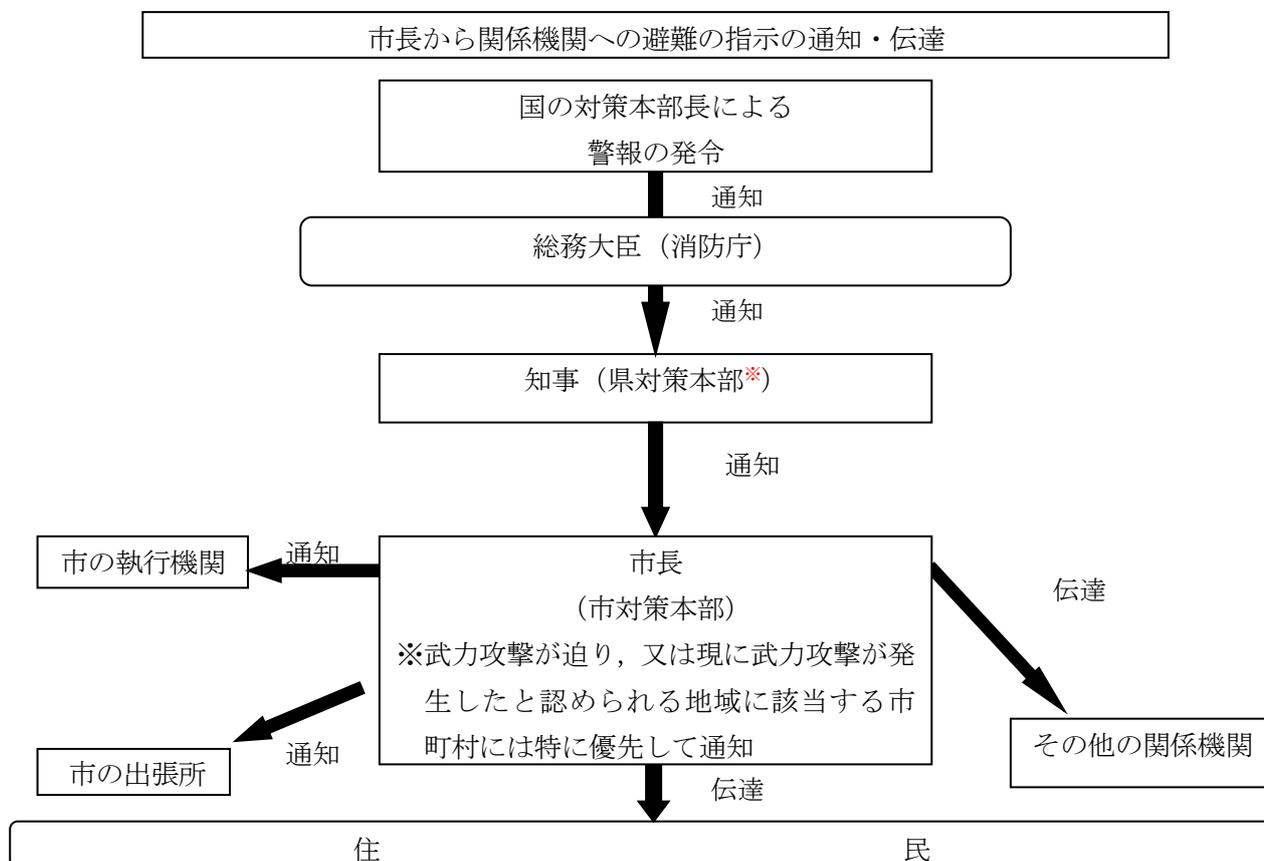
- ア 住民，自治会，自主防災組織等
- イ 農業協同組合，漁業協同組合，商工会等関係機関
- ウ 病院，学校等

（2）警報の内容の通知

ア 市は、市の他関係機関（教育委員会，保健センター，福祉センター等）に対し、警報を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

市長から関係機関への通知・伝達は、次のとおりである。



※市長は、ホームページに警報の内容を掲載

※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用するなどにより行う。

2 警報の伝達方法（基第4章第1節1）

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報伝達を行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

なお、住民等への伝達手段は、次のとおりである

(ア) サイレン（国が定めた放送方法による。）

(イ) 市防災行政無線

(ウ) 鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域無線

(エ) 自治会等を通じた伝達

(オ) 広報車

(カ) インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）等）

(キ) エフエムかしま市民放送株式会社

(ク) F A X（主に、聴覚障がい者に対して行う。）

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
(ア) 原則として、サイレンは使用せず、市防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。

(イ) 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織の自発的な協力をえることなどにより、各世帯等に警報を伝達することができるよう体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会等や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や表示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、国民保護法担当課、福祉担当課等が中心となつて、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制を整備する。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

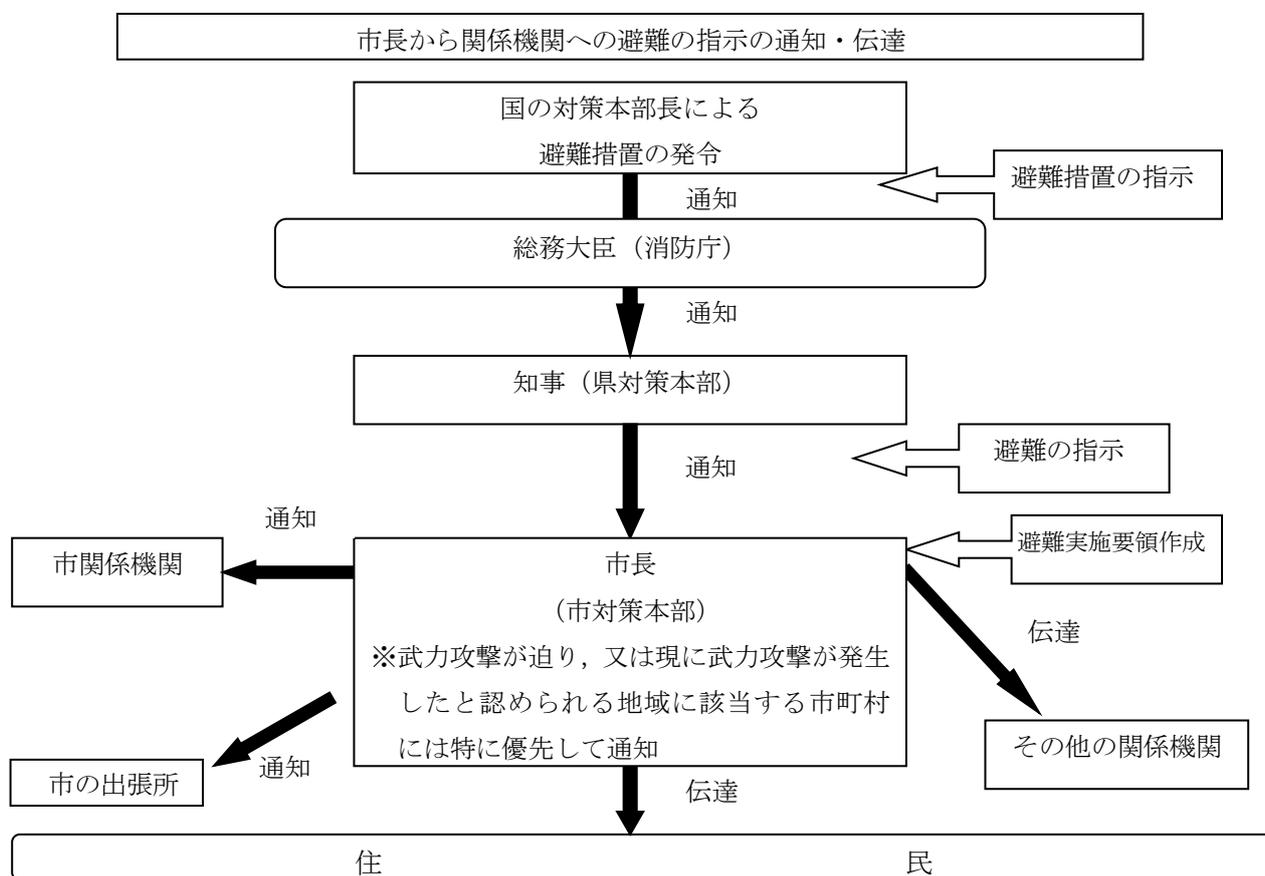
第2 避難住民の誘導等（法第62条，基第4章第1節4）

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示が住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について定める。

1 避難の指示の通知・伝達（基第4章第1節）

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係団体に対して迅速に伝達する。
- (3) 市長は、警報に準じて市の他の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示を迅速かつ確実に通知する。

※ 避難の指示の流れについては、次のとおりである。



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定（基第4章第1節4）

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

〈避難実施要領に定める事項（法定事項）〉

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、市長は、原則として県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った次の項目を記載する。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。

〈県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目〉

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点を考慮する。

- ① 避難指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 運送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿，避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路，県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整，道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て，現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置，連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整，国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊と国民保護措置の実施について，道路，港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には，市長は，国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように，県を通じて，国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

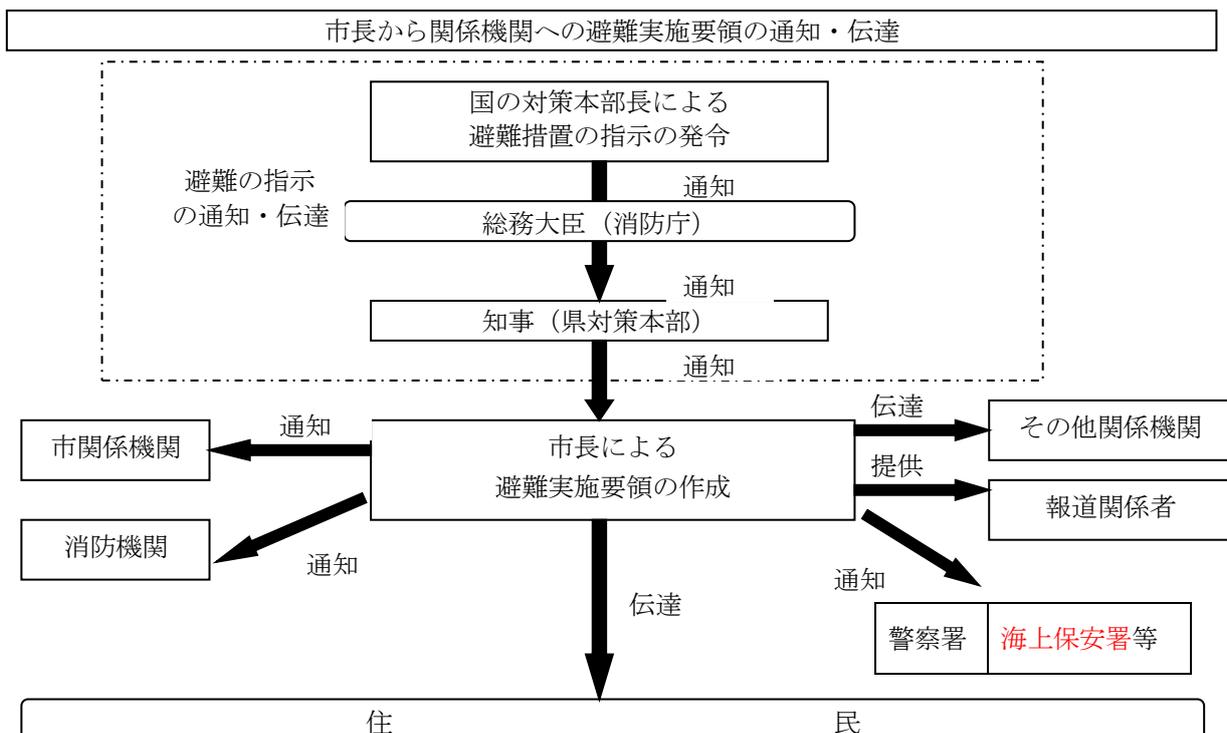
この場合において，市長は，県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう，避難の現状，施設の利用の必要性や緊急性等について，市の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は，避難実施要領を策定後，直ちに，その内容を，住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際，住民に対しては，迅速な対応が取れるよう，各地域の住民に係る情報を的確に伝達する。

また，市長は，直ちに，その内容を市の他の関係機関，市の区域を管轄する消防長，警察署長，海上保安署長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに，市長は，報道関係者に対して，避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導（基第4章第1節）

（1）市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防署長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

（2）消防機関の活動

消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な**避難行動要支援者**の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、**避難行動要支援者**に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

また、市長は、**鹿島地方事務組合消防本部**の管理者等と連携を図り、市国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たって、平素から十分な調整を行う。

（3）避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、**海上保安署長**又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

（4）自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。

（5）誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いため、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減を図る。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を請ずる。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 文化財の保護

市は、移動可能な指定文化財を安全な施設に事前避難するなど、文化財保護の措置を講ずるよう努める。

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図る。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により運送事業者である指定公共機

関又は指定地方公共機関に対して避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長にその旨を通知する。

(14) 安全の確保

市長は、避難住民の誘導に協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(15) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(16) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

4 事態想定ごとの避難の留意点

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長

警報の発令、避難措置の指示

(その他、記者会見等による国民への情報提供)

知事

避難の指示

市長

避難実施要領の策定

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、市長は避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安署及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては、市関係機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たる。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安署、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定する。

特に、この場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救 援

市長は、知事から、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置について知事と緊密に連携して行う必要があるため、救援の内容等について定める。

第1 救援の実施（法第76条、令第9条、令第10条）

1 救援の実施

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、知事の権限に属する事務の内容及び当該事務を行うこととする期間についての通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の捜索及び救出
- (5) 埋葬及び火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により、知事が実施する措置の補助を行う。

第2 関係機関との連携

1 県への要請等

市長は、上記第1の1の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

2 他の市町村との連携

市長は、上記第1の1の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字社との連携（法第77条）

市長は、上記第1の1の通知があった場合において、知事が日本赤十字社茨城県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社茨城県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

4 緊急物資の運送の求め（法第79条）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の（12）に準じて行う。

5 近隣住民やボランティア等への協力の求め

市長は、上記第1の1の通知があった場合において、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及び避難先の近隣にいる住民やボランティア（以下「その近隣の者」という。）に対し、当該救援に必要な援助について協力を要請する。

この場合において、市長は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

第3 救援の内容

1 救援の基準等（法第75条、令第10条）

市長は、上記第1の1の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準^{*}」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

2 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

3 救援の内容

市長は、上記第1の1の通知があった場合において、次の点に留意して救援を実施する。

(1) 収容施設の供与

ア 避難所の開設、運営

(ア) あらかじめ指定されている施設に避難所を開設するが、これら適当な建物を得難いときは、仮小屋又は天幕の設営等野外収容施設を設置する。また、避難所を設置した場合は、その旨を県へ報告する。

(イ) 避難所の開設に伴い、職員を各避難所に配置し、自主防災組織・ボランティアとも連携しつつ、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。

(ウ) 各避難所の状況を早期に把握するよう努めるとともに、仮設トイレの設置等避難所の衛生環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、プライバシーの確保等に配慮する。

(エ) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の設置について配慮する。

(オ) 市は、県に対して、避難所等設置に必要な資材の調達や衛生環境の維持について要請等を行う。

イ 応急仮設住宅

(ア) 関係団体との協力により応急仮設住宅を建設する。また、老人居宅介護等事業所を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の設置について配慮する。

(イ) 応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、県に対し資機材の調達について支援を要請するものとする。

(ウ) 入居者の募集、決定について、県に協力する。

ウ 救援施設の必要量の把握

救援が確実に行われるよう避難情報等を適時適切に入手し、救援施設の必要量の変化を把握する。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ア 炊き出しその他の方法による食品の給与

(ア) あらかじめ定めた食料供給計画に基づき、避難住民等に対する食料の調達、供給を行うこととし、必要な食料の給与が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

(イ) あらかじめ定めた食料の集積地を活用し、調達した食料の集配を行う。

イ 応急給水の実施

給水状況や被害状況など必要な情報を把握し、応急給水を実施する。

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

あらかじめ定めた生活必需品供給計画に基づき、避難住民等に対する生活必需品の調達、供給を行うこととし、必要な生活必需品の給与が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

エ 物資等の必要量等の把握

避難情報等を適時適切に入手し、物資等の提供対象人数の変化を把握するとともに、必要量の確保が困難な場合には、県に対し支援を要請する。

(3) 医療の提供及び助産

ア 必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請する。また、被害の程度により必要と認めるときは、県及び関係機関に協力を要請する。

イ 学校、集会所等の避難所、病院、保健センター等に医療救護所を設置するものとし、県（被災地保健所）は市の要請により、協議して、医療救護所を設置する。

(4) 被災者の搜索及び救出

ア 被災者の搜索及び救出について、県警察、消防機関、自衛隊、海上保安署の関係機関と連携して実施する。

イ 被災情報、安否情報等の情報は、関係機関で共有する。

(5) 埋葬及び火葬

ア 棺の調達、遺体の搬送、火葬・埋葬等の手配を行うものとする。

イ 県警察、海上保安署と連携して身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

(6) 電話その他の通信設備の提供

県に協力して収容施設等で保有する使用可能な通信設備等の状況を把握するとともに、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、電話、FAX又はインターネット等の利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を設置する。また、聴覚障がい者等の通信手段の確保について配慮する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ア 国民保護法施行令第9条に基づき、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住宅が半壊し、又は半焼した者で自らの資力では応急修理ができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最低限度の部分について現物をもって応急修理を行う。

イ 資材等が不足した場合は県に調達の協力を求めるものとする。

(8) 学用品の給与

- ア 県と連携して、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品をそう失し又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対し、教科書等の給与を行う。
- イ 児童生徒の被災状況及び学用品の必要量を把握し、その供給体制を確保する。

(9) 死体の捜索及び処理

- ア 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対し捜索を行う。
- イ 捜索は、県警察、消防機関及び海上保安署、自衛隊の関係機関と連携して実施し、安否情報等の情報は共有化する。
- ウ 検案等を終えた遺体について、遺体収容所に収容する。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ア 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に土石、竹本等の障害物が運び込まれているため一時的に居住できない者に対し、その除去を行う。
- イ 市のみでは処理が困難な場合は、県に対して協力を要請する。

第4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項（基第4章第2節5）

市は、核攻撃等又は武力攻撃災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、国、県と連携して、医療活動等を実施する。

また、迅速な患者の搬送等必要に応じ、関係機関に対し協力を要請する。

第5 救援の際の物資の売渡し要請等

1 救援の際の物資の売渡し要請等（法第81条、令第12条）

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、国民保護法第81条から第85条に規定する救援の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合で、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。

この場合においては、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適切な手続の下に行う。

- (1) 救援の実施に必要な医薬品等の物資であつて、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- (2) 前記の売渡し要請に対し、正当な理由（被災等により特定物資が使用不能となっている場合や特定物資が既に他の都道府県知事による収用の対象となっている場合など）がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の当該特定物資の収用
- (3) 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- (4) 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- (5) 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則、土地等の所有者及び占有者の同意が必要。被災等により家屋が使用不能となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず所有者及び占有者が応じないときは、特に必要と認めるとき同意を得ないで土地等を使用することができる。）

(6) 特定物資の収用，保管命令，土地等の使用に必要な立入検査

(7) 医療関係者に対して医療の要請（医療の提供を行う場所及び期間その他必要事項を明示）

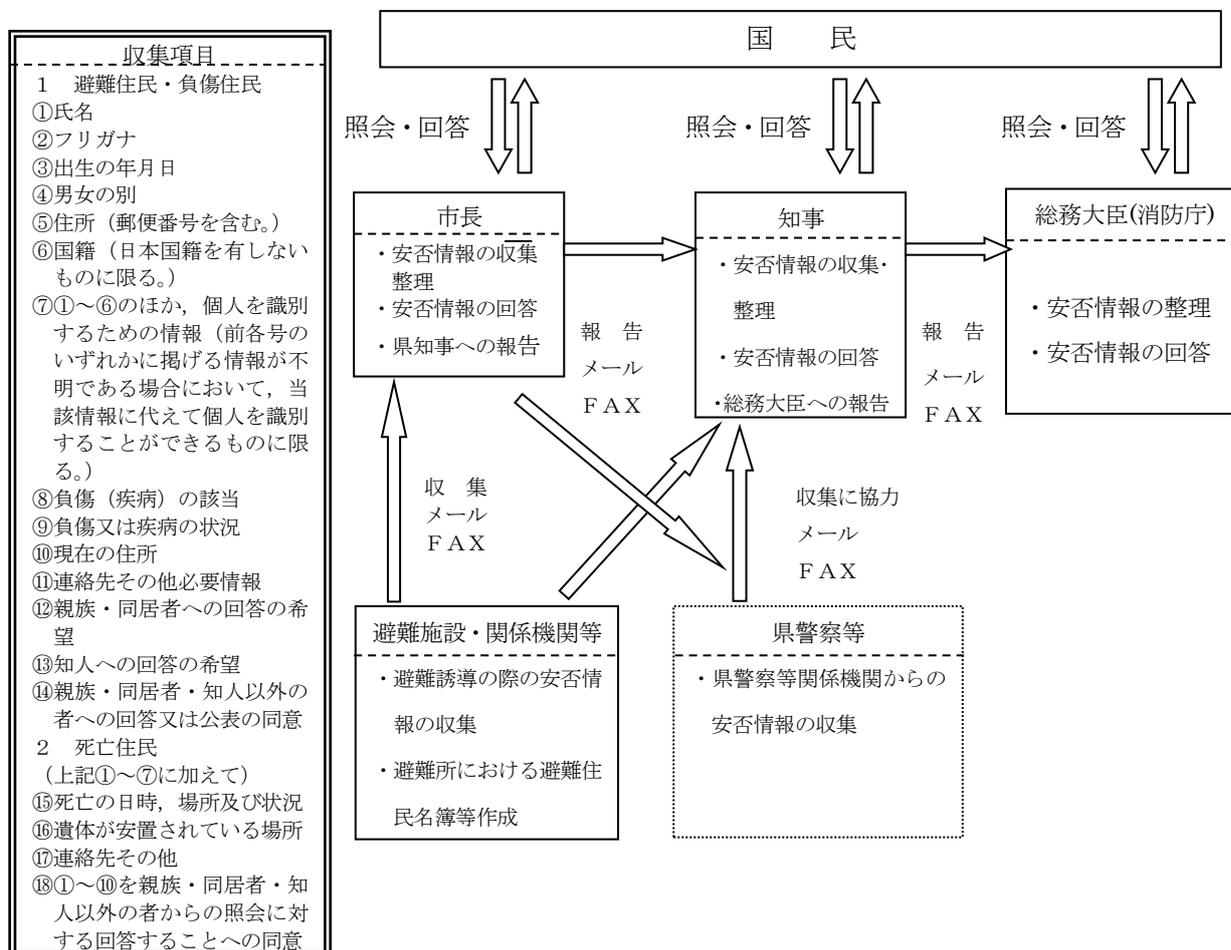
2 医療の要請等に従事する者の安全確保

市長は，医師，看護師その他の医療関係者に対し，医療を行うよう要請し，又は医療を行うべきことを指示する場合には，当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により，医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

〈安否情報収集・整理・提供の流れ〉



第1 安否情報の収集（法第94条）

1 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

資料編	・安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	P 1 0 5
	・安否情報収集様式（死亡住民）	P 1 0 6

2 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲におい

て安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

3 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

第2 県に対する報告（法第94条）

市は、県への報告に当たっては、原則として、**安否情報システムを使用する。システムを使用できない場合は**、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料編 ・ 安否情報**報告書** P 1 0 7

第3 安否情報の照会に対する回答（法第95条）

1 安否情報の照会の受付

(1) 市は、市対策本部を設置したときは、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて住民に周知する。

(2) 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

資料編 ・ 安否情報**照会書** P 1 0 8

(3) 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行う。

2 安否情報の回答

(1) 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

(2) 市は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

(3) 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料編 ・ 安否情報**回答書** P 1 0 9

3 個人情報の保護への配慮

(1) 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

(2) 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状

況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第4 日本赤十字社に対する協力（法第96条）

市は、日本赤十字社茨城県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、第3の2及び3と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方（法第97条）

（1）武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

（2）知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

（3）対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報（法第98条）

（1）市長への通報

消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

（2）知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、**以下のとおり**定める。

1 退避の指示（法第112条）

（1）退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

〈退避の指示について〉

ア 退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で退避の指示により住民を一時的に退避させる。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合は、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

〈退避の指示例〉

○ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。

○ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(2) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(3) 退避の指示に伴う措置等

ア **市長**は、退避の指示を行ったとき、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察、**海上保安署**、自衛隊等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、**海上保安署**、自衛隊等の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

2 警戒区域の設定（法第114条）

（1）警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

（2）警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安署、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、市防災行政無線、広報車等を活用し、住民に広報周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安署、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官又は自衛官、海上保安官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

（3）安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等（法第113条）

（1）市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

（2）応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等（基第4章第3節5）

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職・団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

資料編 ・ 関係機関協定一覧 P 9 9

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、上記(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき、及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージ^{*}の実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安署等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市は、市の区域が被災しておらず、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職・団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

資料編 ・市内危険物施設一覧 P 9 4

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して定める。

1 生活関連等施設の安全確保（法第102条、基第4章第3節3）

（1）生活関連等施設の状況の把握

市長は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

（2）消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

（3）市が管理する施設の安全確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安署、消防機関その他の行政機関に対し支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法第103条、基第4章第3節3）

（1）危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

〈対象〉

- (1) 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- (2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令により市が登録の権限を有する場合）

〈措置〉

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、上記の表の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止（法第104条、基第4章第3節3）

市長は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とし、発災後、速やかに茨城県石油コンビナート等防災計画に基づき必要な措置を実施する。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃（*）による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について定める。

*核兵器 (Nuclear weapons) , 生物兵器 (Biological weapons) 又は化学兵器 (Chemical weapons) による攻撃

1 NBC攻撃による災害への対処（法第107条、基第4章第3節4）

市長は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市長は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市長は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

〈生物剤を用いた攻撃の場合における対応〉

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、国民保護法担当課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健センター等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染

地域の範囲の特定，被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長及び消防長の権限（法第108条）

市長又は消防事務組合消防本部消防長は，知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは，措置の実施に当たり，県警察等関係機関と調整しつつ，次の表に掲げる権限を行使する。

法第108条 第1項	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物，衣類，寝具その他の物件	占有者に対し，以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し，以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物，衣類，寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入の制限 ・立入の禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は消防長は，上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは，当該措置の名あて人（上記表中の占有者，管理者等）に対し，次の表に掲げる事項を通知する。ただし，差し迫った必要があるときは，当該措置を講じた後，相当の期間内に，同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは，適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし，差し迫った必要があるときは，その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件，生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては，当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長又は消防長は，NBC攻撃を受けた場合，武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め，当該情報を速やかに提供するなどにより，応急対策を請ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定める。

第1 被災情報の収集（法第127条）

- 1 市は、電話、市防災行政無線、広報車その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 2 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安署との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

第2 被災情報の報告（法第127条）

- 1 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領[※]（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

資料	・火災・災害等即報要領（第3号様式）	P 99
----	--------------------	------

- 2 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

資料	・被災情報報告様式	P 98
----	-----------	------

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

第1 保健衛生の確保（法第123条、基第4章第3節7）

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

3 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

4 飲料水衛生確保対策

(1) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

(2) 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

(3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

5 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

第2 廃棄物の処理（法第124条、基第4章第3節8）

1 廃棄物処理の特例

(1) 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

(2) 市は、上記（1）により、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

2 廃棄物処理対策

(1) 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局

作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する

- (2) 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民の生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等において、水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施するため、必要な事項について定める。

第1 生活関連物資等の価格安定（法第129条）

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

第2 避難住民等の生活安定等（基第4章第5節1）

1 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等に関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3 生活基盤等の確保（基第4章第5節2）

1 水の安定的な供給

市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

2 公共的施設の適切な管理

市は、道路、河川、漁港管理施設等公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書^{*}に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

第 1 特殊標章等（法第 1 5 8 条）

1 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

2 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書

3 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

資料 ・ 特殊標章及び身分証明書 P 1 0 0

〈特殊標章等の意義について〉

1 9 4 9 年 8 月 1 2 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

第 2 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 1 7 年 8 月 2 日閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

1 市長

- ア 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

2 消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 水防管理者

- ア 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの

イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発を行う。

第4編
復 旧 等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について定める。

第1 基本的考え方（法第139条、基第4章第5節3）

1 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

2 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお、障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 県に対する支援要請（法第140条）

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2 ライフライン施設の応急の復旧（法第141条）

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

第3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定める。（法第141条，基第4章第6節）

第1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

第2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断したときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

第1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求（法第159条）

1 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2 損失補償及び損害補償

1 損失補償（法第159条、令第40条）

市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い補償を行う。

2 損害補償（法第160条、令第43条、第44条）

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

第3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法第161条、令第45条、第46条）

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編
緊急対応事態への対応

第1章 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章第2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置[※]の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。（法第178条，基第5章第1節）

資料編	・鹿嶋市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例	P 97
-----	----------------------------	------

第2章 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資料編

〔用 語 集〕

鹿嶋市国民保護計画にて使用している用語は以下の通りである。なお、本計画本文中で初めて以下の用語が使用される場合は、“〇〇〇※”と米印を付してある。

	用語	定義等
ア行	安否情報	避難住民及び武力攻撃災害による死亡又は負傷した住民の安否に関する情報
	安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号）
	NBC	Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称
	応急公用負担	行政機関が武力攻撃への対処に関する措置を講ずるため緊急に必要があると認めるときに、第三者に対し正当な補償の下に物的な負担を求めること
カ行	火災・災害等即報要領	昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知
	危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む）で、政令で定めるもの
	基本方針	国民の保護に関する基本方針（平成 17 年 3 月 25 日、閣議決定） 国民の保護のための措置に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の 4 つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの
	救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 25 年内閣府告示第 229 号）
	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において、武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの
	緊急対処事態対策本部	鹿嶋市緊急対処事態対策本部 内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置するもの
	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独

	用語	定義等
		立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条第3項第2号に掲げる措置（緊急処理事態対処方針が廃止された後これら者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。） 【緊急処理事態対処方針】 緊急処理事態に至ったときに、政府が定める緊急処理事態に関する対処方針
カ行	緊急対処保護措置	緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条第3項第2号に掲げる措置（緊急処理事態対処方針が廃止された後これら者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。） 【緊急処理事態対処方針】 緊急処理事態に至ったときに、政府が定める緊急処理事態に関する対処方針
	緊急通報	武力攻撃災害緊急通報 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令する。
	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材
	国の対策本部	事態対策本部 対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針の係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置するもの
	国の対策本部長	事態対策本部長（内閣総理大臣）
	警戒区域	市長が、武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに設定する。関係者以外の立入りの制限若しくは禁止又は退去命令を行うことができる区域
	警報	武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、緊急の必要があると認めるときに、国の対策本部が基本方針及び対処基本方針の定めるところにより発令するもの
	県国民保護計画	国民保護法第34条に基づき茨城県が作成する県の国民の保護に関する計画
	県対策本部	茨城県国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、知事が設置するもの
	県対策本部長	茨城県国民保護対策本部長（茨城県知事）
	国際人道法	第1ジュネーヴ条約、第2ジュネーヴ条約、第3ジュネーヴ条約、第4ジュネーヴ条約、第一追加議定書、第②二追加議定書等の総称

	用語	定義等
カ行	国民保護措置	<p>国民の保護のための措置</p> <p>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第 22 条第 1 項に掲げる措置(同号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)</p> <p>【対処基本方針】</p> <p>武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針</p>
	国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)
	国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成 16 年政令第 275 号)
サ行	市	鹿嶋市長及びその他の市の執行機関
	市国民保護協議会	市長の諮問に応じて市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、また、これらの重要事項に関し、市長に意見を述べるために国民保護法第 39 条に基づき設置された附属機関
	市国民保護計画	国民保護法第 35 条に基づき作成する市の国民の保護に関する計画
	市対策本部	鹿嶋市国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置するもの
	市対策本部長	鹿嶋市国民保護対策本部長(鹿嶋市長)
	指定行政機関	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家安全委員会、警察庁、防衛相、防衛装備庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、観光庁、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省
	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運輸、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力公益的事業を営む法人、地方道路公社と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの
	指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公団その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聞いて県知事が指定するもの

	用語	定義等
サ行	消防機関	鹿島地方事務組合消防本部・各消防署及び消防団
	生活関連施設	①国民保護に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等） ②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）として、国民保護法施行令第27条に規定する施設
	相互応援協定	災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定
タ行	ダーティボム	放射性物質を内蔵することにより、爆発によって放射能汚染を引き起こしたり、爆発によって爆弾に詰めた内容物を飛散させ、より殺傷能力を高めることを意図した爆弾
	第一追加議定書	1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（平成16年条約第12号）
	地域防災計画	災害対策基本法第40条の規定に基づき、地震災害対策、津波災害対策、風水害等対策、危険物等対策について定めた計画
	特定物質	救援の実施に必要な物質であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
	トリアージ	負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることであり、救助、応急処置、搬送、病院での治療の際に行う。
ハ行	避難実施要領	避難の指示があったときに、市長がその国民保護計画で定めるところにより避難の方法に関する事項、避難住民の誘導に関する事項等について定めたもの
	避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
	武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 【政府見解】 「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合をいうもの
	武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態 【政府見解】 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。その事態における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力

		攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの
ヤ行	要配慮者	災害発生時に情報入手や避難行動において制約を受けやすい高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児、妊婦、外国人や観光客など

〔関係機関等〕

○ 関係機関連絡先一覧

1 市

名 称	所 在 地	電 話 番 号
市役所	鹿嶋市大字平井 1187-1	0299-82-2911
大野出張所	鹿嶋市大字津賀 1919-1	0299-69-1111

2 県

名 称	所 在 地	電話番号
防災・危機管理課	水戸市笠原町 978-6	029-301-2885
鹿行県民センター	鉾田市鉾田 1367-3	0291-33-4110
潮来土木事務所	潮来市潮来 1086-1	0299-62-3724
潮来保健所	潮来市大洲 1446-1	0299-66-2114
鹿行家畜保険衛生所	鉾田市鉾田 1367-3	0291-33-6131
鹿島港湾事務所	神栖市東深芝 13	0299-92-2111
鹿行水道事務所	鹿嶋市宮中 3761-1	0299-82-1121

3 近隣市

名 称	所 在 地	電話番号
神栖市	神栖市溝口 4991-5	0299-90-1111
潮来市	潮来市辻 626	0299-63-1111
鉾田市	鉾田市鉾田 1444-1	0291-33-2111

4 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
関東農政局茨城農政事務所 地域第四課	銚田市当間 318-3	0291-33-2166
関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所	潮来市潮来 3510	0299-63-2411
関東地方整備局 常陸河川国道 事務所鹿嶋国道出張所	鹿嶋市宮中 1959-2	0299-82-1509
関東地方整備局 鹿島港湾・空港 整備事務所	鹿嶋市粟生 2254	0299-84-7711
関東運輸局茨城運輸支局 鹿島海事事務所	神栖市東深芝 9 鹿島港湾合同庁舎	0299-92-2604
茨城海上保安部鹿島海上保安署	神栖市東深芝 9 鹿島港湾合同庁舎	0299-92-2601
水戸地方气象台	水戸市金町 1-4-6	029-224-1107
銚子地方气象台	千葉県銚子市川口町 2-6431 銚子港湾合同庁舎 3F	0479-22-0074

5 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊古河駐屯地	古河市上辺見 1195	0280-32-4141
陸上自衛隊勝田駐屯地	ひたちなか市勝倉 3433	029-274-3211

6 警察

名 称	所 在 地	電話番号
鹿嶋警察署	鹿嶋市宮中 1959-1	0299-82-0110
宮中交番	鹿嶋市宮中 3-1-2	0299-83-0110
荒井駐在所	鹿嶋市荒井 3219	0299-69-2287
津賀駐在所	鹿嶋市津賀 1313-2	0299-69-0137
小山駐在所	鹿嶋市小山 1099-8	0299-69-0139

7 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
鹿嶋郵便局	鹿嶋市鉢形 1527-2	0299-82-7600
大野郵便局	鹿嶋市中 618-5	0299-69-0001
鹿島神宮前郵便局	鹿嶋市城山 4-2-8	0299-82-0054
高松郵便局	鹿嶋市木滝 896	0299-82-4247
平井郵便局	鹿嶋市平井 1128-178	0299-83-4810
荒井郵便局	鹿嶋市浜津賀 308-1	0299-69-0402
中野郵便局	鹿嶋市荒野 1883	0299-69-0401
日本赤十字社 茨城県支部	水戸市小吹町 2551	029-241-4516
日本放送協会 水戸放送局	水戸市大町 3-4-4	029-232-9885
東日本電信電話株式会社 茨城支店 災害対策室	水戸市大町 3-4-39	029-232-4826
日本通運株式会社 鹿島港支店	神栖市東深芝 28-5	0299-92-2031
東京電力株式会社 竜ヶ崎支社 鹿島事務所	鹿嶋市宮中 5215	0299-86-3280

8 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
茨城県社会福祉協議会	水戸市千波町 1918	029-241-1133
社団法人茨城県医師会	水戸市笠原町 489	029-241-8446
関東鉄道株式会社 潮来営業所	潮来市洲崎 346-5	0299-80-0031
東日本旅客鉄道株式会社 鹿島神宮駅	鹿嶋市宮中 2953	0299-82-5100
株式会社茨城新聞社	水戸市笠原町 978-25	029-239-3001
株式会社 LuckyFM 茨城放送	水戸市千波町 2084-2	029-244-2121

9 消防

名 称	所 在 地	電話番号
鹿島地方事務組合消防本部	神栖市溝口 4991-5	0299-96-0119
鹿島地方事務組合鹿嶋消防署	鹿嶋市宮中 4623-1	0299-82-0119
鹿島地方事務組合大野消防署	鹿嶋市和 707-4	0299-69-0119

10 公共の団体

名 称	所 在 地	電話番号
鹿嶋市商工会	鹿嶋市宮中 2-1-34	0299-82-1919
J Aなめがたしおさい鹿嶋支店	鹿嶋市鉢形台 2-3-7	0299-83-2181
J Aなめがたしおさい大野支店	鹿嶋市浜津賀 871-1	0299-69-0079
鹿島灘漁業協同組合	鹿嶋市平井 2289	0299-82-2089
鹿島医師会	鹿嶋市宮中 1998-2	0299-82-7270
社会福祉法人 鹿嶋社会福祉協議会	鹿嶋市平井 1350-45	0299-82-2621
エフエムかしま市民放送 株式会社	鹿嶋市鉢形 1527-1	0299-84-7777

[避難施設等関係]

○ 国民保護に関する避難施設一覧

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	宮下保育園	鹿嶋市宮下 1-9-5	82-0199
2	佐田保育園	鹿嶋市佐田 503	82-0198
3	大船津保育園	鹿嶋市大船津 3537	82-6066
4	平井認定こども園	鹿嶋市平井東一丁目 27-4	82-6277
5	三笠幼稚園	鹿嶋市平井 1184-1	82-6150
6	高松幼稚園	鹿嶋市粟生 301	82-6067
7	波野幼稚園	鹿嶋市神向寺 126	82-7647
8	豊津小学校	鹿嶋市大船津 2328-1	82-1139
9	豊郷小学校	鹿嶋市須賀 1170	82-2936
10	波野小学校	鹿嶋市明石 516	82-7900
11	鹿島小学校	鹿嶋市城山 4-3-43	82-1044
12	旧高松小学校	鹿嶋市粟生 301	
13	平井小学校	鹿嶋市平井 20-2	82-1751
14	三笠小学校	鹿嶋市宮中 2042-1	82-8101
15	鉢形小学校	鹿嶋市鉢形台 3-15-1	82-5011
16	鹿島中学校	鹿嶋市宮中 2398-1	82-1455
17	高松小学校・中学校	鹿嶋市木滝 274	82-4620 82-1545
18	鹿野中学校	鹿嶋市城山 4-7-10	83-6621
19	平井中学校	鹿嶋市平井 1125-1	83-6671
20	中央公民館	鹿嶋市宮中 4631-1	83-1551
21	高松公民館	鹿嶋市木滝 478-53	83-0846
22	波野公民館	鹿嶋市明石 502-2	83-3573
23	豊郷公民館	鹿嶋市須賀 1692-1	82-7246
24	鹿島公民館	鹿嶋市城山 4-7-17	83-5650
25	三笠公民館	鹿嶋市宮中 2042-1	82-6211
26	鉢形公民館	鹿嶋市鉢形台 3-15-1	90-3430
27	高正 U&I センターホール 鹿嶋勤労文化会館	鹿嶋市宮中 325-1	83-5911
28	豊津公民館	鹿嶋市大船津 4277-6	83-5680
29	平井公民館	鹿嶋市平井 1128-64	83-4228
30	総合福祉センター	鹿嶋市平井 1350-45	83-6185
31	カシマスポーツセンター	鹿嶋市神向寺 23-2	83-1600
32	ト伝の郷運動公園多目的球技場	鹿嶋市神向寺 55-1	82-2922
33	高松地区防災公園	鹿嶋市谷原 1473	

番号	名 称	所 在 地	電話番号
34	大同東小学校	鹿嶋市荒井 373	69-0022
35	大同西小学校	鹿嶋市武井 264	69-0027
36	中野東小学校	鹿嶋市荒野 1221	69-0108
37	中野西小学校	鹿嶋市中 1729-3	69-0042
38	大野中学校	鹿嶋市津賀 1925-1	69-0023
39	はまなす幼稚園	鹿嶋市中 595	69-1233
40	大野公民館	鹿嶋市津賀 1919-1	69-1116
41	はまなす公民館	鹿嶋市角折 2096-1	69-6211

〔危険物施設等関係〕

○市内危険物施設一覧

1 危険物施設数

(令和6年3月31日現在)

製 造 所	貯 蔵 所						取 扱 所							合 計
	屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	営 業 用 給 油	自 家 用 給 油	船 舶 給 油	鉄 道 給 油	第 一 種 販 売	移 送	一 般	
6	77	78	3	39	77	20	21	22	1	1	1	0	58	404

2 鹿島臨海工業地帯危険物施設数

地区別		計	北海浜	高 松	西 部	東 部	波崎第2地区	波 崎
製 造 所		124	4	3	33	50	2	32
貯 蔵 所	小 計	1,809	16	164	451	695	133	350
	屋 内	258	7	76	37	64	10	64
	屋外タンク	1,259	8	72	381	598	9	191
	屋内タンク	1	0	0	0	1	0	0
	地下タンク	17	0	0	7	5	3	2
	移動タンク	178	0	0	0	2	104	72
屋 外	96	1	16	26	25	7	21	
取 扱 所	小 計	381	3	49	69	196	17	47
	給 油	14	0	2	1	2	7	2
	移 送	41	0	0	5	35	0	1
	一 般	326	3	47	63	159	10	44
総 数		2314	23	216	553	941	152	429

〔国民保護協議会委員名簿〕

○鹿嶋市国民保護協議会委員名簿

会長 鹿嶋市長

No	区 分	機 関 名	職 名
1	1号委員	国土交通省 関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所	所長
2	(指定行政機関職員)	国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所	所長
3		海上保安庁第三管区海上保安本部 茨城海上保安部鹿島海上保安署	署長
4	2号委員(自衛隊)	陸上自衛隊 勝田駐屯地 施設教導隊	架橋中隊長
5	3号委員 (県職員)	茨城県鹿嶋警察署	署長
6		茨城県鹿行県民センター	センター長
7		茨城県潮来土木事務所	所長
8		茨城県潮来保健所	所長
9		茨城県企業局鹿行水道事務所	所長
10		茨城県鹿島港湾事務所	所長
11	4号委員(副市長)	鹿嶋市	副市長
12	5号委員 (教育長及び消防長)	鹿嶋市	教育長
13		鹿島地方事務組合消防本部	消防長
14	6号委員 (市職員)	鹿嶋市 DX・行革推進室	室長
15		鹿嶋市 政策企画部	部長
16		鹿嶋市 総務部	部長
17		鹿嶋市 市民生活部	部長
18		鹿嶋市 健康福祉部	部長
19		鹿嶋市 経済振興部	部長
20		鹿嶋市 都市整備部	部長
21		鹿嶋市 教育委員会事務局	部長
22		鹿嶋市	会計管理者
23		7号委員 (指定公共機関及び指定地方公共機関の役員及び職員)	東日本旅客鉄道株式会社 鹿島神宮駅
24	日本郵便公社鹿嶋郵便局 鹿嶋支店		支店長
25	関東鉄道株式会社 潮来営業所		所長
26	東京電力パワーグリッド株式会社		鹿島事務所長
27	東日本電信電話株式会社 茨城支店		支店長
28	社団法人鹿島医師会		副会長
29	鹿島臨海鉄道株式会社		貨物事業部長
30	8号委員 (知識経験者)	鹿嶋市消防団	団長
31		高松地区防災協議会	会長
32		常磐大学 総合政策学部 総合政策学科	准教授

〔条例関係〕

○鹿嶋市国民保護協議会条例

平成18年3月27日

条 例 第 2 号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、鹿嶋市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、国民保護法担当課において行う。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、鹿嶋市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び鹿嶋市緊急対処事態対策本部（第7条において「緊急対処事態対策本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、基第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部について必要な事項は、本部長が定める。

(緊急対処事態対策本部への準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長
第2条第2項	国民保護対策副本部長	緊急対処事態対策副本部長
第2条第3項	国民保護対策本部員	緊急対処事態対策本部員
第3条第2項	法第28条第6項	法第183条において準用する法第28条第6項
第5条第1項	国民保護現地対策本部	緊急対処事態現地対策本部
	国民保護現地対策本部長	緊急対処事態現地対策本部長
	国民保護現地対策本部員	緊急対処事態現地対策本部員
第5条第2項	国民保護現地対策本部長	緊急対処事態現地対策本部長
	国民保護現地対策本部	緊急対処事態現地対策本部

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

〔協定関係〕

○関係協定機関一覧

1 市町村関係

名 称	締結年月日	締 結 先
消防の警察に対する援助協定	昭和37年3月12日	鹿島町, 町消防団, 鹿島警察署
消防相互応援協定	昭和38年5月13日	鹿島町, 神栖町
消防相互応援協定	昭和39年11月1日	鹿島町, 神栖町
相互応援協定	昭和44年4月1日	住友金属工業株式会社
鹿島南部地区広域消防応援協定	昭和54年4月1日	大野村, 鹿島町, 神栖町, 波崎町
高松地区防災協議会企業と消防に関する相互応援協定	昭和54年9月1日	高松地区防災協議会会員企業
防災無線運用に関する協定書	昭和62年12月11日	鹿島南部消防本部
相互応援に関する協定	平成6年4月1日	県内市町村
防災無線運用に関する協定書	平成8年7月1日	鹿島南部消防本部
災害における全国かしま連絡協議会相互応援協定	平成9年5月2日	全国の鹿島市, 鹿島町
茨城県沿岸流出油災害対策協議会	平成9年6月26日	茨城県沿岸市町村
茨城県沿岸流出油防除措置要領	〃	茨城県沿岸市町村
防災無線運用に関する協定書	平成10年11月25日	東京電力
排水機機動に関する協定	平成13年12月13日	湖岸北部土地改良区
排水機機動に関する協定	平成13年12月13日	湖岸南部土地改良区
緊急放送に関する協定	平成13年2月28日	エフエムかしま市民放送(株)
医療救護に関する協定	平成13年1月15日	市, 郡医師会
防災無線利用に関する覚書	平成13年2月28日	NTT東日本
海難事故等に関する協定	平成14年2月15日	鹿嶋潜水協会
排水機機動に関する協定	平成17年3月1日	武井志崎土地改良区
排水機機動に関する協定	平成17年3月1日	大野土地改良区
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	平成17年5月19日	いばらきコープ生活協同組合
災害時等のレンタル機材提供に関する協定	平成17年10月11日	株式会社アクティオ
災害時における県立学校利用に関する協定	平成18年3月28日	鹿島高等学校, 鹿島灘高等学校
災害時の応急措置に関する協定	平成18年3月30日	鹿嶋市建設業協同組合
災害時における県立職業能力開発校の利用に関する協定	平成18年7月3日	鹿島産業技術専門学院
防災活動協力に関する協定	平成18年8月8日	イオン株式会社, 株式会社チェリオ
災害時における県立学校の利用に関する協定	平成18年9月19日	鹿島養護学校
災害時における施設の利用に関する協定	平成19年6月18日	茨城県企業局鹿行水道事務所
災害救助物資調達に関する協定	平成21年2月17日	利根コカ・コーラボトリング株式会社
災害時における学校の利用に関する協定	平成21年8月11日	学校法人鹿島学園

災害時における学校の利用に関する協定	平成21年8月11日	学校法人清真学園
災害時における支援に関する協定	平成21年11月27日	鹿嶋市危険物安全協会
災害時における救援活動協力に関する協定	平成22年2月18日	株式会社カワチ薬品
災害時における救援活動協力に関する協定	平成23年6月1日	NPO 法人コメリ災害対策センター
災害時にスタジアム利用に関する協定	平成24年3月1日	茨城県・(株)鹿島アントラーズFC
災害時相互応援に関する協定	平成24年4月13日	佐賀県鳥栖市
災害時相互応援に関する協定	平成24年5月21日	和歌山県海南市
災害時の情報交換に関する協定	平成24年7月2日	国土交通省関東地方整備局
災害時相互応援に関する協定	平成24年8月3日	青森県五所川原市
災害時における電気設備の復旧に関する協定	平成24年8月27日	関東電気保安協会鹿嶋事務所
災害時における放送要請に関する協定	平成25年1月16日	行方市 エフエムかしま市民放送株式会社
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成25年1月31日	市内9カ所の福祉事業所
災害時における応援協力に関する協定	平成25年3月27日	株式会社ダスキン土浦 ダスキン鹿嶋支店
災害時における飲料供給に関する協定	平成25年3月27日	サントリーフーズ株式会社 北関東ペプシコーラ販売株式会社
災害時における物資の提供に関する協定	平成25年5月27日	茨城県高圧ガス保安協会鹿嶋支部
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	平成25年7月12日	廃棄物と環境を考える協議会
災害時における飲料の提供に関する協定	平成25年7月29日	株式会社伊藤園
災害時等における緊急救援輸送時の協力に関する協定	平成25年12月16日	茨城県トラック協会鹿行支部
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成26年2月25日	茨城県立鹿島特別支援学校
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成26年4月27日	株式会社ゼンリン
災害時における支援協力に関する協定	平成28年1月27日	茨城県行政書士会
災害時における放送要請に関する協定	平成28年2月25日	潮来市長 エフエムかしま市民放送(株)
油及び有害液体物質の防除支援に関する協定	平成28年5月23日	鹿嶋港災害対策協議会
県防災情報ネットワークシステムの端末局に係る協定	平成28年4月1日	茨城県生活環境部防災・危機管理局
災害時における物資の供給に関する協定	平成28年8月24日	王子コンテナ(株) 霞ヶ浦工場
災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚	平成28年11月4日	東日本電通電話(株)
災害時における放送要請に関する協定	平成28年11月11日	神栖市長 エフエムかしま市民放送(株)

地球貢献型電柱広告に関する協定	平成29年1月24日	東電タウンプランニング(株)
津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	平成29年3月24日	ルートインジャパン(株)
災害時における放送要請に関する協定	平成29年3月30日	銚田市長 エフエムかしま市民放送(株)
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	平成29年7月25日	(株)カインズ
鹿嶋市と郵便局との地域における協力に関する協定	平成29年7月27日	鹿嶋郵便局, 市内特定郵便局代表
災害時公衆衛生及び環境保全に係る検査に関する協定	平成29年8月31日	一般財団法人 茨城県薬剤師会検査センター
災害時相互応援協定	平成29年12月22日	公益社団法人かしま青年会議所
災害時における放送要請に関する協定	平成30年1月15日	茨城放送
原子力災害時におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定	平成30年3月29日	ひたちなか市
原子力災害時における銚田市民の県内広域避難に関する協定	平成30年3月27日	銚田市
災害時における一時受入場所利用に関する協定	平成30年10月29日	水戸地方法務局
鹿嶋市の災害時における復旧支援協力に関する協定	平成30年10月16日	(公)日本下水道管理業協会
特定接種の接種体制に関する覚書	平成29年1月6日	医療法人社団善仁会 公益財団法人鹿島病院
災害に係る情報発信等に関する協定	平成31年3月5日	ヤフー株式会社
災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	平成31年3月22日	萬道総業ドローン・クラブ
茨城県被災者生活再建支援システムの運営等に関する協定	平成31年4月1日	茨城県
茨城県被災者生活再建システムの運営等に要する経費の負担に関する協定	平成31年4月1日	茨城県
災害時の災害拠点病院における水の提供に関する協定	平成31年7月31日	医療法人社団善仁会小山記念病院
災害時における支援協力に関する協定	令和2年4月30日	茨城県石油業協同組合鹿嶋支部
災害時避難施設に係る情報提供に関する協定	令和3年1月14日	株式会社バカン
災害廃棄物処理に係る連携及び協力に関する協定	令和2年6月1日	茨城県 県内市町村及び一般廃棄物の共同処理を目的とする関係一部事務組合
災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定	令和3年4月7日	一般社団法人茨城県環境保全協会

災害時における物資供給に関する協定	令和3年6月29日	株式会社ナフコ
災害時における電力復旧の連携等に関する基本協定	令和4年6月30日	東京電力パワーグリッド株式会社 竜ヶ崎支社
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	令和5年1月11日	日立建機日本株式会社
災害時における電気自動車による電力供給に関する協定書	令和6年2月5日	茨城日産株式会社
災害時における物資輸送等に関する協定書	令和6年2月19日	関東福山通運株式会社

2 消防本部関係

名 称	締結年月日	締 結 先
鹿島石油化学コンビナート内の災害時における相互応援協定書	昭和45年3月27日	鹿島石油化学コンビナート企業
銚子市消防本部と鹿島南部地区消防本部との消防相互応援協定書	昭和45年4月1日	銚子市
鹿島海上保安署と鹿島南部地区消防署との業務協定書	昭和46年3月1日	鹿島海上保安署
銚子海上保安部と鹿島南部地区消防本部との消防に関する業務協定	昭和49年3月25日	銚子海上保安部
鹿島南部地区消防署長と鹿島臨海工業地帯企業と消火薬剤の共同備蓄に関する協定書	昭和49年12月10日	鹿島臨海工業地帯企業
鹿島港海上災害時における相互応援協定	昭和50年1月20日	鹿島港災害対策協議会会員
鹿島南部地区広域消防相互応援協定	昭和54年4月1日	大野村, 鹿島町
鹿島臨海工業地帯3地区の消防に関する相互応援協定書	昭和57年8月1日	高松地区・鹿島西部地区・鹿島東部コンビナート保安対策連絡協議会
茨城県防災行政用無線局の設置及び運営等に関する協定	昭和59年4月1日	茨城県
鹿行地方広域市町村圏事務組合(消防本部)消防相互応援協定書	昭和62年7月29日	鹿行地方広域市町村圏事務組合(消防本部)
鹿嶋市防災行政無線施設の運用に関する協定	平成8年7月1日	鹿嶋市
茨城県沿岸流出油災害対策協議会及び沿岸流出油防除措置要領	平成9年6月26日	茨城県沿岸市町村等
携帯電話からの119番通報転送等に関する協定	平成10年5月1日	稲敷地方広域市町村圏事務組合・鹿行地方広域市町村圏事務組合
茨城県防災情報ネットワークシステムの無線局の設置及び運営等に関する協定	平成11年4月11日	茨城県
茨城県火災原因調査相互応援協定	平成12年4月1日	県内市町村・県内の消防本部
化学消火薬剤の備蓄管理に関する業務協定	平成14年9月30日	茨城県
神栖市防災行政用無線局に関する業務協定	平成17年9月1日	神栖市
鹿島南部地区消防事務組合, 香取広域市町村圏事務組合消防相互応援協定	平成18年8月31日	香取広域市町村圏事務組合(消防本部)
航空燃料等の備蓄に関する協定	平成18年11月8日	茨城県
鉄道災害時における安全対策に関する協定	平成19年6月1日	県内で運行する東日本旅客鉄道(株) 県内の各消防本部
患者搬送用緊急自動車協力出動覚書	平成21年7月6日	
災害時における支援活動に対する協定	平成25年12月6日	神栖市総合建設業協会 鹿嶋市建設業協同組合
鹿行広域事務組合, 鹿島地方時事務組合消防相互応援協定	平成28年3月15日	鹿行広域事務組合

茨城県広域消防相互応援協定	平成29年3月6日	
鹿嶋市ひとり暮らし高齢者あんしん見守り事業に関する協定書	令和5年4月1日	鹿嶋市
神栖市ひとり暮らし高齢者等見守り支援事業に関する協定	令和5年4月1日	神栖市

〔様式等関係〕

○安否情報報告様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（〒番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷〔疾病〕の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の住所	
⑪ 連絡先その他必要な情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（〒番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、「上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います

⑪の同意回答者		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式4号 (第3条関係)

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日																									
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市長村長)																									
申 請 者																									
住所 (居所) _____ 氏 名 _____																									
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。																									
照会をする理由 (○をつけて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居人であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()																								
備 考	()																								
被照会者を特定するために必要な事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">氏</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">名</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フリ</td> <td style="text-align: center;">ガ</td> <td style="text-align: center;">ナ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出 生</td> <td style="text-align: center;">の 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男 女</td> <td style="text-align: center;">の 別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住</td> <td style="text-align: center;">所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">籍</td> <td style="text-align: center;">日本 その他 ()</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(日本国籍を有しない者に限る)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">その他個人を識別するための情報</td> </tr> </table>	氏	名		フリ	ガ	ナ	出 生	の 年 月 日		男 女	の 別		住	所		国	籍	日本 その他 ()	(日本国籍を有しない者に限る)			その他個人を識別するための情報		
氏	名																								
フリ	ガ	ナ																							
出 生	の 年 月 日																								
男 女	の 別																								
住	所																								
国	籍	日本 その他 ()																							
(日本国籍を有しない者に限る)																									
その他個人を識別するための情報																									
※ 申 請 者 の 確 認	()																								
※ 備 考	()																								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総 務 大 臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付で照会があった安否情報については、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しないものに限る。）</small>	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害より死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

○被災情報報告様式

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した○○○による被害（第 報）

年 月 日 時 分

○○市（町村）

1 武力攻撃被害が発生した日時，場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 ○○市△△町 A 丁目 B 番地 C 号（北緯 度，東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	(棟)	

※可能な場合，死者について，死亡地の市町村名，死亡の年月日，性別，年齢及び死亡時の概況を一人ずつ。記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

○火災・災害等即報要領

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	茨城県
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

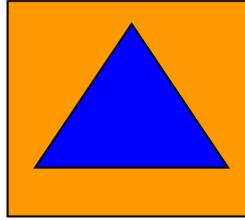
事故災害種類別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)	
	計 人	重症 人 (人)	中等症 人 (人)
	不明 人	軽症 人 (人)	
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

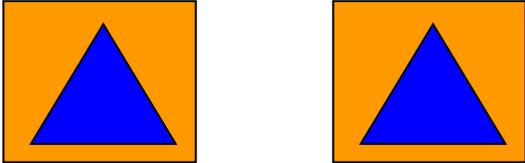
(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

○特殊標章及び身分証明書



(オレンジ色地に
青の正三角形)

 <p style="text-align: center;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 For civil defence personnel</p> <p>氏名／Name</p> <p>生年月日／Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of international Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>交付等の年月日／Date of issue... 証明書番号／No. of card...</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名／Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日／Date of expiry.....</p>

身長／ Height.....	眼の色／Eyes.....	頭髪の色／Hair.....
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks of information: 血液型／Blood type		
所持者の写真 ／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp	所持者の署名／Signature of holder	

(身分証明書のひな型)

〔避難要領等関係〕

○パターン別避難実施要領

ゲリラ特殊部隊による攻撃の場合 (JR鹿島神宮駅爆破計画)

避難実施要領

鹿嶋市長
6月5日16時00分現在

市町村域内避難

1 都道府県からの避難の指示の内容

別添のとおり

2 事態の状況, 関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	6月 5日(木) 15:00頃
発生場所	JR鹿島神宮駅前
実行の主体	—
事案の概要と被害状況	JR鹿島神宮駅爆破計画が発覚。 計画によると19時に爆破することとなっている。
今後の予測・影響と措置	駅利用者及び周辺住民の避難, 周辺道路の封鎖や鉄道, 市内循環バスの運行停止。 対応に時間を要することが予想されることから, 1日程度避難施設にとどまることを考慮することが必要。
気象の状況	天候:晴れ 気温:18℃ 風向:南東 風速:3.0m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	鹿嶋市宮下2丁目, 宮下3丁目, 宮下4丁目, 宮下5丁目, 緑ヶ丘1丁目
避難先と避難誘導の方針	鹿嶋市宮下2, 3, 4, 5丁目, 緑ヶ丘1丁目の住民を, 鹿嶋市宮下2, 4, 5丁目, 緑ヶ丘1丁目以外の地域に徒歩で避難させる。
避難開始日時	6月5日(木)16:00
避難完了予定日時	—

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	警察:消防の警戒区域に基づき交通規制及び迂回路への誘導 消防:現場の状況から半径約300m圏内を包含する区域を消防警戒区域と設定 鉄道事業者:鹿島神宮駅周辺は運行停止 市循環バス:鹿島神宮駅周辺は運行停止
連絡調整先	県対策本部:市職員2名を派遣 現地調整所:市職員3名を派遣 鹿島小学校:市職員2名を派遣 中央公民館:市職員2名を派遣 鹿島中学校:市職員2名を派遣

3 事態等の特性で留意すべき事項

事態の特性 (除染の必要性等)	判明した爆破計画中には, 大量殺傷物質等を用いる計画は含まれておらず, 避難所に特別な対応は必要ない。
地域の特性	新興住宅地であるが, 地域の結びつきが強く区単位の行動が期待できる。また, 救急病院(2次救急)が近くに存在している。 避難場所への移動は, 坂道を登る必要があるため, 要配慮者の避難は, 地区住民や市職員, 公民館職員が介助者となり避難を行う。
時期による特性	避難実施時は夕方であるが, 鹿島神宮駅周辺が通学路となっているため, 状況により学校からの児童の避難を検討する。 避難実施時は夕方となるため, 避難誘導は道路の交差点に誘導員を配置する。

	夜等はまだ肌寒い時期であり、雨も予想されることから、着替えや上着、雨合羽の準備を伝達する。			
4 避難者数(単位:人)				
地区名	宮下2, 3丁目	宮下4, 5丁目	緑ヶ丘1丁目	合計
避難者数(計)	246	369	305	920
うち要配慮者数	4	13	4	1
うち外国人等の数	6	0	1	7
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	宮下2, 3, 4, 5丁目, 緑ヶ丘1丁目以外の地域	宮下2, 3, 4, 5丁目, 緑ヶ丘1丁目以外の地域	宮下2, 3, 4, 5丁目, 緑ヶ丘1丁目以外の地域	—
避難施設名	鹿島小学校	鹿島中学校	中央公民館 鹿島中学校	—
所在地	城山4-3-43	宮中2398-1	宮中4631-1 宮中2398-1	—
収容可能人数(人)	563	816	264 816	—
連絡先(電話等)	0299-82-1044	0299-82-1455	0299-83-1551 0299-82-1455	—
連絡担当者	市本部:防災担当課長 避難先:防災担当職員	市本部:防災担当課長 避難先:防災担当職員	市本部:防災担当課長 避難先:防災担当職員	—
その他の留意事項等	—	—	—	—
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	—	—	—	—
所在地	—	—	—	—
連絡先(電話等)	—	—	—	—
連絡担当者	—	—	—	—
その他の留意事項等	—	—	—	—
6 避難手段				
輸送手段	鉄道・バス・船舶(徒歩)その他()			
輸送手段の詳細	種類(車種等)	—		
	台数	—		
	輸送可能人数	—		
	連絡先	—		
輸送力の配分の考え方	—			
その他輸送手段	要配慮者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、福祉避難所まで市の保有車両による搬送を行う。		
	その他(入院患者等)	—		
7 避難経路				
避難に使用する経路	主要な避難経路は、「国道51号バイパス」、「国道124号バイパス」、「県道18号線」、「市道0103号線」、「市道5010号線」及び「市道559			

		2号線」とする。 詳細は別添図面1のとおり。			
交通規制	実施者の確認	鹿嶋警察署			
	規制にあたる人数	30人程度			
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別添図面2に示す区間で交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	鹿嶋警察署			
	規制にあたる人数	30人程度			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難(輸送)方法					
地区		宮下2, 3丁目	宮下4, 5丁目	緑ヶ丘1丁目	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	—	—	—	
	輸送手段	—	—	—	
	避難先	—	—	—	
	集合時間	—	—	—	
	その他(誘導責任者等)	—	—	—	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	鹿嶋神宮駅から南側の地域	鹿嶋神宮駅から東側の地域	鹿嶋神宮駅から北側の地域	
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	
	避難経路	「県道18号線」を使用する。(詳細は経路図を参照)	「国道124号バイパス」、「市道5010号線」及び「市道5592号線」を使用する。(詳細は経路図を参照)	「国道51号バイパス」、「国道124号バイパス」、「県道18号線」及び「市道0103号線」を使用する。(詳細は経路図を参照)	
	避難先	鹿嶋小学校	鹿嶋中学校	中央公民館及び鹿嶋中学校	
	避難完了予定日時	—	—	—	
	その他(誘導責任者等)	—	—	—	
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	各地区の行政委員(区長)等と要配慮者の最新情報を互いに共有し、鹿嶋市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)に基づいて個別に設定。			
	要配慮者への支援事項	要配慮者の年齢、心身の状態、その他個々の事情に応じて対応を実施。			
	輸送手段	総務課の車両、介護長寿課の福祉車両等を利用			
	避難経路	徒歩避難経路以外を使用する。			
	避難先	各福祉避難所			
	避難開始日時	6月5日(木)16:15			
	避難完了予定日時				

8-2 職員の配置方法	
配置場所	避難先の施設前(3箇所), 主な交差点(7箇所)別添図面3のとおり
人数	10箇所×2名=20名
現地調整所	連絡要員を3名配置。
8-3 残留者の確認方法	
確認者	市職員・消防職団員(約10名:誘導に当たらない職員から割り当て)
時期	6月5日(木)16:30開始
場所	宮下2, 3, 4, 5丁目, 緑ヶ丘1丁目
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ, 戸別訪問
措置	残留者に対し避難するよう求める。
終了予定日時	6月5日(木)17:30分
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	—(徒歩避難時は提供せずに, 避難施設にて提供)
食事場所	—
提供する食事の種類	—
実施担当部署	—
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡, 防災行政無線, 広報車, 防災メール, コミュニティFM等	
9 避難時の留意事項(主に住民)	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
避難時は金銭, 貴重品, パスポート, 保険証, 運転免許証等身分を証明するもの, 最小限の着替えや日用品, 非常持ち出し品等を携行するものとする。	
隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。	
事態の特性	
特になし(発見された爆発物は, 大量殺傷物質等を用いられている可能性は低く, 避難時に特別な対応は必要ない)	
時期の特性	
雨も予想されることから, 着替えや雨合羽の準備が必要である。	
一時集合場所での対応	
—	
—	
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
(心得・安全確保・服装等)	
職員は冷静沈着に, 毅然たる態度を保つこと。	
腕章を着用し, 誘導員であることの立場や役割を明確にし, その活動に理解を求めること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。 広報車, 消防車両の活用 防災メール, コミュニティFMの活用 伝達先としてあらかじめ指定している各地区行政委員(区長)等に電話やFAX等にとり送付。

避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。
職員間の連絡手段	緊急連絡電話番号一覧表による。
12 緊急時の連絡先	
鹿嶋市緊急対処事態対策本部	電話:0299-82-2911 FAX:0299-84-7759

ゲリラ特殊部隊による攻撃の場合
(爆発物・化学物質所持による立て籠もり)

避難実施要領

鹿嶋市長
6月13日10時25分現在

市町村域内避難

1 都道府県からの避難の指示の内容

別添のとおり

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	6月13日(日) 9:45頃
発生場所	鹿嶋市中央図書館
実行の主体	国際テロ組織 X
事案の概要と被害状況	9時45分カシマサッカースタジアムにおいて、観客が入場中のメインスタンドでビニール袋に傘で穴をあけサリンを散布される事案が発生し、多数の負傷者が発生した。その後、パニックになった観客が逃げようと2ゲート階段に殺到し、将棋倒しとなり、多数の負傷者が発生した。 10時00分、インターネット上に国際テロ組織「X」を名乗るものによる犯行声明が掲載され、10時20分に鹿嶋市中央図書館に立て籠もる。
今後の予測・影響と措置	鹿嶋市中央図書館周辺住民の避難、周辺道路の封鎖や鉄道・市内循環バスの運行停止
気象の状況	天候:晴れ 気温:26℃ 風向・風速:南東の風1m

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	宮中
避難先と避難誘導の方針	サッカースタジアム観戦者、周辺住民は、ト伝の郷運動公園に一時避難。中央図書館を中心に市道6011号線より北側の住民は、徒歩で清真学園高等学校に一時避難、南側の住民は、三笠小学校へ一時避難をする。その後、バス等を使用し、高松小学校へ避難をする。
避難開始日時	6月13日(日)10:35
避難完了予定日時	6月13日(日)12:30

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	警察: 消防の警戒区域に基づき交通規制及び迂回路への誘導 消防: 現場の状況から半径約200m圏内を抱合する区域を消防警戒区域と設定 鉄道事業者: サッカースタジアム駅及び中央図書館周辺は運行停止 市循環バス: サッカースタジアム及び中央図書館周辺は運行停止
連絡調整先	県対策本部: 市職員2名を派遣 現地調整所: 市職員3名を派遣 清真学園高等学校: 市職員10名を派遣 三笠小学校: 市職員10名を派遣 高松中学校: 市職員20名を派遣

3 事態等の特性で留意すべき事項

事態の特性 (除染の必要性等)	爆発物・化学剤を所持した国際テログループXが中央図書館に立て籠もっているが、人質はなし。 化学剤を使用された場合は、除染等が必要となる。
地域の特性	中央図書館周辺の宮中地区は、住宅地が多く住民の避難に時間を要する。また、救急病院(小山病院)が近くに存在している。 第1次事案の影響によりスタジアムから避難所へ車で避難することも想定さ

	れ, 車の出入りが多くなり, 混雑することも考えられる。	
時期による特性		
4 避難者数(単位:人)		
地区名	宮中地区	合計
避難者数(計)	250人	250人
うち要配慮者数	10人	10人
うち外国人等の数	5人	5人
5 避難施設		
5-1 避難施設		
避難先地域	高松地区	高松地区
避難施設名	旧高松小学校	高松小学校・中学校
所在地	鹿嶋市粟生301	鹿嶋市木滝274
収容可能人数(人)	400	500
連絡先(電話等)	0299-82-4620	0299-82-1545
連絡担当者	市本部:交通防災課長 避難先:教育委員会職員	市本部:交通防災課長 避難先:教育委員会職員
その他の留意事項等	第一避難場所を高松小学校・中学校としているが, 避難者数が要領人数を超える場合は, 高松中学校も使用する。	
5-2 一時集合場所		
一時集合場所名	清真学園高等学校	三笠小学校
所在地	鹿嶋市宮中4448-5	鹿嶋市宮中2042-1
連絡先(電話等)	0299-83-1811	0299-82-8101
連絡担当者	市本部:交通防災課長 避難先:教育委員会職員	市本部:交通防災課長 避難先:教育委員会職員
その他の留意事項等		
6 避難手段		
輸送手段	鉄道 (バス・船舶・徒歩・その他())	
輸送手段の詳細	種類(車種等)	大型
	台数	4台
	輸送可能人数	1台50人
	連絡先	0299-82-2911
輸送力の配分の考え方		
その他輸送手段	要配慮者	市の公用車により輸送。 茨城県バス協会車両による輸送
	その他(入院患者等)	—
7 避難経路		
避難に使用する経路	主要道路「国道124号バイパス」「県道須賀・佐田線」「市道0104号線」「市道0106号線」「市道0107号線」	
交通規制	実施者の確認	鹿嶋警察署
	規制にあたる人数	50人
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため, 警察では主要な避難経路の交通規制を行う。
警備体制	実施者の確認	鹿嶋警察署

	規制にあたる人数	20人	
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。	
8 避難誘導方法			
8-1 避難(輸送)方法			
地区		宮中	宮中
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	宮中(市道 6011 号線より北側)	宮中(市道 6011 号線より南側)
	輸送手段	徒歩	徒歩
	避難先	清真学園高等学校	三笠小学校
	集合時間	11 時 30 分	11 時 30 分
	その他(誘導責任者等)		
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	宮中(市道 6011 線より北側)	宮中(市道 6011 線より南側)
	輸送手段	徒歩	徒歩
	避難経路	「国道51号線」「国道124号バイパス」, 「市道6002号線」, 「市道6020号線」及び「市道6029号線」を活用する	「市道0107号線」及び「市道6002号線」「市道0106号線」「市道8038号線」「市道8051号線」「市道8418号線」を活用する
	避難先	清真学園高等学校	三笠小学校
	避難完了予定日時	12 時 30 分	12 時 30 分
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	各地区の行政委員(区長)等から要配慮者の最新情報を得ながら、鹿嶋市避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)に基づいて個別に設定。	
	要配慮者への支援事項	要配慮者の区分に応じた対応を実施。	
	輸送手段	総務課・生活福祉課の車両を利用	
	避難経路	徒歩避難経路以外を使用する。	
	避難先	避難所に避難後、個人の事情に合わせ福祉避難所へ連絡または移動	
	避難開始日時	6 月 13 日(日)11 時 40 分	
	避難完了予定日時	6 月 13 日(日)12 時 30 分	
8-2 職員の配置方法			
配置場所	避難先の施設前(2箇所)		
人数	1箇所20名×2		
現地調整所	連絡員3名配置		
8-3 残留者の確認方法			
確認者	市職員・消防団員, 自衛隊, 警察等		
時期	12時00分		
場所	宮中地区		
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ, 戸別訪問		
措置	残留者に対し避難するよう求める。		
終了予定日時	13時00分		
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法			
食事時期	12 時 00 分 過ぎ ころ		

食事場所	高松小学校・中学校
提供する食事の種類	アルファ米, 水
実施担当部署	避難所運営担当者
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡, 防災行政無線, 広報車, 防災メール, コミュニティFM等	
9 避難時の留意事項(主に住民)	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	避難時は金銭, 貴重品, パスポート, 保険証, 運転免許証等身分を証明するもの, 最小限の着替えや日用品, 非常持ち出し品等を携行するものとする。 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
事態の特性	立て籠もり犯は爆発物・化学剤を所持
時期の特性	雨も予想されることから, 着替えや雨合羽の準備が必要である。
一時集合場所での対応	バスの乗車があるため, 混雑しないよう配慮する。
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
(心得・安全確保・服装等) 職員は冷静沈着に, 毅然たる態度を保つこと。 腕章を着用し, 誘導員であることの立場や役割を明確にし, その活動に理解を求めること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。 広報車, 消防車両の活用 防災メール, コミュニティFMの活用 伝達先としてあらかじめ指定している各地区行政委員(区長)等に電話やFAX等にとり送付。
避難実施要領の伝達先	伝達一覧表による。
職員間の連絡手段	緊急連絡電話番号一覧表による。
12 緊急時の連絡先	
鹿嶋市緊急対処事態対策本部	電話:0299-82-2911 FAX:0299-84-7759

